

大淀川国有林の地域別の森林計画書

(大淀川森林計画区)

計画期間

自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日

九州森林管理局

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	3
(1) 自然的背景	3
(2) 社会経済的背景	4
(3) 森林・林業の動向	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	10
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
(2) 立木の標準伐期齢	16
(3) その他必要な事項	16
2 造林に関する事項	16
(1) 人工造林に関する事項	16
(2) 天然更新に関する事項	16
(3) その他必要な事項	17
3 間伐及び保育に関する事項	17
(1) 間伐の標準的な方法	17
(2) 保育の標準的な方法	17
(3) その他必要な事項	20
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法	21
(2) その他必要な事項	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の 水準及び作業システムの基本的な考え方	22
(3) 林産物の搬出方法等	22
(4) その他必要な事項	23

6	森林施業の合理化に関する事項	2 3
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 3
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 3
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 3
(4)	その他必要な事項	2 3
第4	森林の保全に関する事項	2 4
1	森林の土地の保全に関する事項	2 4
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 4
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある 森林及びその搬出方法	2 5
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 5
(4)	その他必要な事項	2 5
2	保安施設に関する事項	2 6
(1)	保安林の整備に関する方針	2 6
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	2 6
(3)	治山事業の実施に関する方針	2 6
(4)	その他必要な事項	2 6
3	鳥獣害の防止に関する事項	2 6
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 6
(2)	その他必要な事項	2 7
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	2 7
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	2 7
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	2 7
(3)	林野火災の予防の方針	2 7
(4)	その他必要な事項	2 7
第5	計画量等	2 8
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	2 8
2	間伐面積	2 8
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	2 8
4	林道の開設及び拡張に関する計画	2 9
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	4 6
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 6
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 7
(3)	実施すべき治山事業の数量	4 7
第6	その他必要な事項	5 0
1	保安林その他制限林の施業方法	5 0
2	その他必要な事項	5 6

別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	5 7
1	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5 7
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能 又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5 8
①	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	5 8
②	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5 9
③	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6 0
別表 2	鳥獣害防止森林区域	6 1
別記 1	保安林の森林施業	6 2
別記 2	自然公園等の森林施業	6 3

(附) 参考資料

1	森林計画区の概要	6 7
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	6 7
(2)	地況	6 7
(3)	土地利用の現況	7 0
(4)	産業別生産額	7 0
(5)	産業別就業者数	7 0
2	森林の現況	7 1
(1)	齢級別森林資源表	7 1
(2)	制限林普通林別森林資源表	7 6
(3)	市町村別森林資源表	7 7
(4)	制限林の種類別面積	7 9
(5)	樹種別材積表	8 1
(6)	荒廃地等の面積	8 1
(7)	森林の被害	8 1
(8)	防火線等の整備状況	8 1
3	林業の動向	8 2
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	8 2
(2)	林業労働力の概況	8 2
(3)	林業機械化の概況	8 3
(4)	作業路網等の整備の概況	8 4
4	前期計画の実行状況	8 4
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	8 4
(2)	間伐面積	8 4
(3)	人工造林・天然更新別面積	8 4
(4)	林道の開設及び拡張の数量	8 4
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	8 5
ア	保安林の種類別面積	8 5
イ	保安施設地区の面積	8 5
ウ	治山事業の数量	8 5
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	8 5
(1)	森林より森林以外への異動	8 5
(2)	森林以外より森林への異動	8 5
6	森林資源の推移	8 6
(1)	分期別伐採立木材積等	8 6
(2)	分期別期首資源表	8 7
7	その他	8 8
(1)	持続的伐採可能量	8 8
8	主伐時における伐採・搬出指針の制定	8 8

I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、大淀川森林計画区に係る国有林について、令和5年度から令和14年度までの10年間にについて樹立するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、宮崎県の中央部に位置し、宮崎市、都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡、東諸県郡の4市3郡（4町）からなり、面積 256,404ha の地域で、宮崎県総面積 773,424ha の33%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、4市3郡（4町）に所在し、九州山地南部山系の団地、熊本県境に接する団地、高千穂峰を中心とする霧島団地、青井岳を中心とする団地、鰐塚山を中心とする団地で形成されており、その面積は、88,374ha となっている。

イ 地勢

本計画区は、地域を宮崎、西諸県及び北諸県の3地域に大別される。

宮崎地域は、比較的平坦で大部分が宮崎平野の南部に含まれ、河川沿いに広範囲の段丘や扇状地が形成され、下流域には沖積低地が広がっている。南部には、鰐塚山（1,118m）、双石山（509m）、西部には掃部岳（1,223m）、釈迦ヶ岳（831m）、大森岳（1,109m）西俣山（917m）等があって起伏に富んだ急峻な地形を形成している。また、日向灘に面した海岸沿いには、砂岩泥岩互層が波に浸食を受けてできた波状岩があり、日南海岸を代表する景観を形成している。河川については、大淀川が多数の支流を集めて計画区のほぼ中央を西から東に貫流しており、他に清武川、加江田川等の中小河川が東流して日向灘へ注いでいる。

西諸県地域は、南西部に高千穂峰（1,574m）、韓国岳（1,700m）、白鳥山（1,363m）、夷守岳（1,344m）等1,000mを超える山々が連なる霧島山の北側斜面から北東方向に幼年期の比較的緩やかな山麓が広がっている。この地域のほぼ中央部には、東西方向に凹地帯があって、えびの、小林、野尻の西諸盆地が開けている。河川については、大淀川支流の本庄川、綾北川等が多数の支流を集めて日向灘に注いでいる。また、北部の天狗山（941m）、鉄山（715m）等を源流とする川内川が南下し、鹿児島県北部を貫流し、東シナ海へ注いでいる。

北諸県地域は、西部の霧島山系、東部の鰐塚山系に囲まれた山間盆地となっており、広大な段丘と沖積層が発達し、比較的平坦部の多い地域となっている。河川については、西部に沖水川、庄内川、横市川等の河川を集めて大淀川となり、日向灘に注いでいる。

ウ 地質及び土壌

本計画区の地質は、第3紀層の四万十層群上部が中央から北部の山間部に広く分布し、宮崎層群が宮崎平野の丘陵地、双石山周辺等に広く見られる。第4紀層の霧島火山新・旧期溶岩、加久藤層群、加久藤火砕流が西部山間部に分布し、始良火砕流が小林、加久藤、野尻、紙屋の各盆地、清武川中流域沿いに広がり、いわゆるシラス台地を形成している。さらに第

4 紀層の沖積層が大淀川、川内川等の下流域に分布している。

都城市周辺は、新世代第 3 紀に属する四万十層群上部が大部分を占め鰐塚山周辺から南部にかけて広がっている。

土壌は、稜線を中心にして、乾性褐色森林土壌が広く分布するとともに、宮崎市南西部に黒ボク土が全域に渡り出現しており、相対的に土壌条件に恵まれないが、中部から北部の山間部、南部の鰐塚山系には適潤性褐色森林土が随所に広がり、林木の生育に適した土壌条件を有している。北諸県地域の大淀川沿いの平野部では、沖積層や低位段丘堆積物が広く分布し、西部の山地部には始良火砕流が分布し、特殊土壌のシラス地帯となっている。

エ 気候

本計画区の気候は、日向灘に面する海岸部は、黒潮の影響を受け一般に温暖である。気象庁の平成 29 年～令和 3 年までの観測データによれば、年平均気温は、宮崎地域が 18℃、都城地域が 17℃、小林地帯が 16℃前後となっている。年平均の降水量は、宮崎地域が 2,868mm、都城地域が 2,929mm、小林地帯が 2,794mm と温暖多雨であり、林木の生育に適した気象条件を有している。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は、159,259 h a で計画区総面積の 62% を占めている。本計画の対象となる国有林面積は 88,374 h a で森林面積の 55% を占めている。

イ 人口

本計画区の人口は、683 千人で、宮崎県総人口 1,070 千人の 64% を占めている。また、人口密度は県平均の 138 人／k m² に対し、266 人／k m² となっている。

ウ 交通

本計画区内は、交通面では、宮崎自動車道が宮崎市から都城市、小林市を経てえびのジャンクションで九州自動車道と合流し、熊本県、鹿児島県へ通じる。また、宮崎自動車道の清武ジャンクションから大分を経由し北九州へ直結した東九州自動車道が通じている。国道 10 号、221 号、223 号、268 号、269 号が本計画区のほぼ中央部を東西に横断し、国道 220 号が日南海岸沿いを南下し、国道 265 号が北部山間部を南北に縦走している。これら幹線を軸として県道、市町村道が縦横に連絡し、道路網を形成している。

鉄道については、JR 日豊本線が日向灘沿岸を北部から南下し、宮崎市から都城市を経て鹿児島市へ、また、宮崎市で分岐した JR 日南線が、さらに日南市へ南下し連絡している。都城市では、JR 吉都線が分岐しており、えびの市を経て鹿児島県北部へ連絡している。

海と空では、宮崎港と宮崎空港が物流の拠点となっており、本計画区の交通網は県内で最も整備された地域となっている。

エ その他産業の概要

本計画区の経済圏は宮崎市、都城市を中心に発展してきた。産業別就業人口の割合は、第 1 次産業 8%、第 2 次産業 19%、第 3 次産業 73% となっており、令和 2 年度の林業総生産額は 52 億円で第 1 次産業の 6% を占めており、宮崎県の林業総生産額 166 億円の 31% となっている。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、宮崎森林管理署及び宮崎森林管理署都城支署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は 88,374 h a で、九州森林管理局内国有林総面積の 17%を占めている。

このうち、綾町、小林市、国富町からなる国有林約 87 千 h a と県有林、民有林を合わせた約 1 万 ha の森林において、平成 17 年 5 月に九州森林管理局、宮崎県、綾町、綾の照葉樹林プロジェクト推進協議会（現 一般社団法人てるはの森の会）、財団法人日本自然保護協会（現公益財団法人日本自然保護協会）との間で、「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画」（略称：綾の照葉樹林プロジェクト）の協定が締結され、わが国最大の原生的な照葉樹林の保護とともに、照葉樹林の周辺に存在する二次林や人工林を照葉樹林に復元するための取組が行われている。本プロジェクトエリアは、平成 23 年 10 月に綾ユネスコエコパークの核心地域又は緩衝地域に登録されている。

蓄積は、24,587 千 m³で九州森林管理局国有林総蓄積の 17%を占めている。

人工林面積は 51,849 h a で人工林率が 61%となっている。

森林の種類は普通林が 14,141 h a で 16%を占めており、制限林が 74,226 h a で 84%を占めている。制限林の 99%が保安林であり、その内水源かん養保安林が 90%を占めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半 5 カ年（平成30年度～令和 4 年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（令和 4 年度は実行予定を計上している。）

伐採立木材積に関して、主伐は契約林の公売が順調に推移したことから、計画量を概ね達成した。一方、間伐については林道の整備状況や現地の林分状況により一部実行を見送ったことなどから計画量を下回った。

造林面積については、更新対象となった箇所から実行したが、伐採が計画期間の後半に集中したため、今計画期間中の実行が少なくなった。林道等の開設又は拡張に関して林道の開設については、事業等の優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行したが、台風等による被災箇所など計画以外の災害復旧事業を優先して実行する必要が生じたことや、入札の不調等により計画量を下回った。

治山事業については、緊急性の高い保全対象を優先し実行したが、入札不調等により計画を下回った。

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	2,633,000m ³	1,994,493m ³ (76)
主伐	1,111,000m ³	1,024,849m ³ (92)
間伐（材積）	1,521,000m ³	969,644m ³ (64)
間伐（面積）	14,204ha	8,463ha (60)
造林面積	4,153ha	1,440ha (35)
人工造林	3,405ha	1,348ha (40)
天然更新	748ha	92ha (12)
林道等の開設又は拡張	開設： 115.8km 拡張： 103箇所	開設： 11.4km (10) 拡張： 48箇所 (47)
保安林の指定解除	指定： 3,741ha 解除： -ha	指定： -ha (－) 解除： 1.33ha (－)
治山事業		
保安林の整備	1,018ha	717ha (70)
保全施設	127箇所	77箇所 (61)

注 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積：h a

区 分		面 積	備 考
総 数		88,374.49	
市 町 村 別 内 訳	宮 崎 市	16,381.57	
	都 城 市	18,776.76	
	小 林 市	30,024.17	
	え び の 市	9,820.97	
	三 股 町	2,783.58	
	高 原 町	1,999.55	
	国 富 町	4,336.09	
	綾 町	4,251.80	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

注2 森林計画図は、九州森林管理局、宮崎森林管理署及び宮崎森林管理署都城支署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

区分		現況 (令和4年3月31日)	計画期末 (令和15年3月31日)
面積	育成単層林 〔 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。 〕	50,790	50,367
	育成複層林 〔 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。 〕	3,137	3,959
	天然生林 〔 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。 〕	34,448	34,049
森林蓄積 (m ³ /ha)		287	309

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

5 四捨五入の関係で現況及び計画期末期の面積が合わないことがある。

2 その他必要な事項

綾の照葉樹林プロジェクトのエリア内において、我が国最大の原生的な照葉樹林の保護とともに、照葉樹林の周辺に存在する二次林や人工林を照葉樹林に復元するための取組を、引き続き協定5者と連携して推進する。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(イ) 主伐の時期については、上記ア（ア）のほか、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、下記オを目安として多様化、長期化を図る。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、带状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア（ウ）による。

ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐については、上記ア（ア）による。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業

方法による。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹 種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安
ス ギ	18～20cm	中仕立	50 年
	36cm～	中仕立	70 年
ヒ ノ キ	18～20cm	中仕立	55 年
	26cm～	中仕立	80 年

注 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1 箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5 ha 以下（法令等による伐採面積の上限が5 ha 未満の場合にあっては、当該制限の範囲内）とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ等の有用天然木を主とする森林であり、天然下種による更新が確実な林分又はシイ類、カシ類、クヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1 箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(ウ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行い、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要な樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案して次のとおり定める。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹	クスギ
大淀川	40 年	45 年	35 年	40 年	35 年	10 年

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件等を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト化に向けたコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

単位：本/ha

区 分 \ 樹 種	ス ギ	ヒ ノ キ
育成単層林	1,500～2,000	1,500～2,000
育成複層林	1,000～2,000	1,000～2,000

注 保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内に更新させる。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈出し、植込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留意事項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
ケヤキ、モミ、カシ類	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、樹幹がうっ閉し、立木間の競争が生じはじめた林分において、照度不足により下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生じることの無いように実施する。主に目的樹種の一部を伐採することにより、不適木の除去、林木の配置の調整、森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

樹 種	主伐時の 期待径級	間伐時期（年）			間伐の方法
		初回	2回目	3回目	
ス ギ	18～20cm	20～25	30～35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。 なお、現地の実態に応じて変形列状間伐の促進を図る。
	36cm～	20～25	30～35	40～45	
ヒノキ	18～20cm	22～27	32～37		
	26cm～	22～27	32～37	42～47	

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保を考慮する。

下刈り作業の低コスト化に向け、必要に応じて筋刈り等を行い、特定母樹等初期生長の
の良い優良苗、中苗(70～100 cm)の導入に努める。

	育成単層林	育成複層林
下 刈	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又は、照度不足により生育に支障がある場合に行う。
つ る 切	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。 実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈期にかけて重点的に行う。	
除 伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐2類を行う。
除 伐 2 類	スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。 なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85程度以上をいう。 また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70程度以上をいう。	

保育標準表（スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群）

樹 種	保育の 種 類	実 施 林 齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
ス ギ ヒノキ	下 刈	←					→									
	つる切						←								→	
	除 伐									←						→
広葉樹	下 刈	←				→										
	つる切				←				→							
	除 伐											←				→
	台 切		←			→										

注 1 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

2 広葉樹の台切は、イチイガシ（3～4年）、クヌギ（3～6年）等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群）

樹 種	保育の 種 類	実 施 林 齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
ス ギ ヒノキ	下 刈	←					→									
	つる切						←								→	
	除 伐									←						→

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（しいたけ原木施業群）

樹 種	保育の 種 類	実 施 林 齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
クヌギ等	下 刈	←					→									
	つる切			←						→						
	除 伐								←		→					
	台 切		←				→									

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群）

樹 種	保育の 種 類	実 施 林 齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
ス ギ ヒノキ	下 刈	<				>										
	つる切						<								>	
	除 伐									<						>
広葉樹	下 刈	<				>										
	つる切			<						>						
	除 伐								<							>

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

育成単層林／育成複層林	
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3mの通直木がha当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表（育成単層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種		林齢														15 ～ 20
		伐採前 2年	1年	伐採	伐採後 1年	2年	更新完了 1	2	3	4	5	6	7			
更新 補助 作業	ササ処理	↔														
	地かき		↔													
	刈出し					↔										
	植込み						↔									
下刈								←→								
つる切								←→								
除伐																↔

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表（育成複層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種		林種	(伐)1年	(伐)2年	更新完了	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
地床処理		←→																	
刈出し			←→																
植込み				←→															
下刈						←													
除伐																			←→

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域		それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。	なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

(2) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長：km		
区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	110	594
うち林業専用道	6	10

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区 分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地（ 30° ～ 35° ）	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	15m/ha 以上	
急 峻 地（ 35° ～ ）	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

- (4) その他必要な事項
該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

今後、森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における民間実行の徹底を図るうえで、林業事業体の経営基盤強化が重要となっているが、林業事業体の労働者は、年々減少傾向で推移し、高齢化も進行している。

このため、林業事業体の雇用の安定化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林業施策の充実が重要であり、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産については、生産性を高めるため、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械及び自走式搬機等の小型林業機械の導入推進のための措置が重要となっている。

このため、請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術者の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	地区（林班）			
宮 崎 市	宮崎署 2、3、5～18、20、22～25、 27～34、39～41、46、51 ～54、59、61～63、65～ 68、70、73～81、83～86、 202、203、205、206、218、 220～224、227～230、 232、233、235～242、 244、245、252～270	11,009.01	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意する。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行う。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
都 城 市	都城支署 1～14、16～41、45～49、 53～77、108、202～217、 219～231、233～243、 246～257、267～273、 276～282、1095～1098、 1103～1110、1246～ 1251	15,878.35		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林
小 林 市	宮崎署 271～288、291～296、 298～313、2001～2008、 2010～2013、2020～ 2025、2027、2029、2031 ～2040、2047～2069、 2072～2078、2080～ 2090、2099～2138、3048 ～3078、3123 都城支署 2001～2013、2034～ 2047、2094、2097、2099、 2100、2102～2118、2120	25,924.65		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林
え び の 市	都城支署 2119～2122、3001～ 3019、3021～3043、3051 ～3054、3056～3069、 4030～4033、4038、4058	8,378.70		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	地区（林班）			
三 股 町	都城支署 78～100	2,719.69		水源かん養保安林 干害防備保安林
高 原 町	都城支署 2081 ～ 2093 、2095 ～ 2098、2101	1,743.66		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林
国 富 町	宮崎署 1081 ～ 1094 、2156 ～ 2163、2165～2173	3,905.30		水源かん養保安林
綾 町	宮崎署 2042 ～ 2046 、2091 ～ 2099、2139～2143	3,596.10		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
総 数		73,155.46		

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に
立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。なお、土地の形質の変更を行う場合は、
下記に留意する。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき施
業の内容等に留意してその実施地区の選定を行う。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のため
の緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設ける。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止
に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

- (4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表2のとおり定める

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

(2) その他必要な事項

該当なし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	5,286	3,814	1,472	2,192	1,581	612	3,093	2,233	860
うち前半5年分	2,633	1,899	734	1,111	801	311	1,521	1,098	423

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	28,880
うち前半5年分	14,202

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	6,986	1,533
うち前半5年分	3,405	748

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林道	宮崎市 (宮崎署)	内海林道	0.4 1	168	○	①	
				桂谷林道 (田野側)	3.2 1	191	○	④	
				黒草林道	2.5 1	254	○	⑤	
		林業専用道		家一郷 4 8 林道	4.2 1	341		②	
				本田野 5 8 林道	0.8 1	326	○	③	
				鰐頭 7 5 林道	0.2 1	231	○	⑥	
				鰐頭 7 7 林道	1.0 1	115	○	⑦	
				本田野 6 1 林道	1.0 1	32		⑧	
				八久保 2 1 1 林道	0.4 1	128	○	⑨	
				楠見 2 2 5 林道	1.9 1	156		⑩	
				楠見 2 2 9 林道	0.7 1	240	○	⑪	
				楠見 2 0 2 林道	3.6 1	247	○	⑫	
				八久保 2 0 1 林道	1.4 1	119	○	⑬	
				仁田尾 2 4 2 林道	2.1 1	123	○	⑭	
				去川 2 6 3 林道	3.8 1	137		⑮	
				小 計				27.2 15	2,808

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	都城市 (都城支署)	田辺 2 0 林道	1.1 1	142	○	①	
				大丸林道	0.5 1	50	○	②	
				青井嶽 4 1 林道	1.0 1	97	○	③	
				登尾 5 1 林道	1.0 1	57	○	④	
				六十田林道 5 1 支線	1.0 1	93	○	⑤	
				有水大谷林道	1.9 1	111	○	⑥	
				東嶽 7 0 林道	3.0 1	117	○	⑦	
				東嶽 7 2 林道	3.0 1	114	○	⑧	
				安久鹿倉 1 0 7 林道	1.0 1	55	○	⑨	
				中山林道	3.0 1	68	○	⑩	
				五十山林道	2.0 1	58	○	⑪	
				青井嶽 1 1 0 4 林道	4.0 1	189	○	⑫	
				青井嶽 1 1 0 5 林道	2.0 1	83	○	⑬	
				青井嶽 1 2 4 6 林道	1.5 1	228	○	⑭	
				飛松林道 宇名目支線	0.3 1	74	○	⑮	
				太郎田辺 8 林道	1.0 1	61		⑶	
				蕨ヶ野 1 9 林道	1.0 1	84		⑶	

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	都城市 (都城支署)	四家林道	3.0 1	104		③③	
				青井嶽 5 8 林道	4.0 1	104		③④	
				東嶽 6 5 林道	2.3 1	85	○	③⑤	
				東嶽 7 1 林道	1.3 1	59		③⑥	
				豊満鹿倉 1 0 3 林道	1.0 1	86		③⑦	
				霧島 2 4 7 林道	2.5 1	69	○	③⑧	
				長尾 2 2 2 林道	2.0 1	65		③⑨	
				霧島 2 5 1 林道	2.0 1	129		④⑩	
				東折田代林道	2.0 1	63		④⑪	
				青井嶽 1 1 0 6 林道	3.2 1	180		④⑫	
			小	計	51.6 27	2,625			
開設	自動車道	林道	小林市 (宮崎署)	三つ石林道	1.9 1	871	○	②④	
		林業専用道		奈佐木 2 9 0 林道	1.0 1	91	○	①⑥	
				庄府 3 0 7 8 林道	0.4 1	211	○	①⑦	
				内山 2 0 0 7 林道	4.3 1	261	○	②③	
				三つ石 2 0 0 5 林道	1.4 1	185		②⑤	
				柚園 2 0 6 1 林道	2.2 1	153		②⑨	

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	小林市 (宮崎署)	大森岳 2 1 0 7 林道	1.5 1	351	○	③⑩	
				柚園 2 1 0 9 林道	0.8 1	87		③⑪	
				重永 2 1 1 8 林道	1.2 1	141		③⑫	
				軍谷 2 0 2 0 林道	2.1 1	301	○	③⑬	
				軍谷 2 0 2 4 林道	0.8 1	334	○	③⑭	
				九々瀬 3 0 3 0 林道	1.3 1	177	○	③⑮	
				夏木 2 0 3 1 林道	2.7 1	247	○	③⑯	
				夏木 3 0 2 8 林道	0.6 1	58		③⑰	
				重永 2 0 8 4 林道	0.4 1	172		③⑱	
				夏木 2 0 3 7 林道	3.7 1	152	○	③⑲	
				夏木 2 0 4 0 林道	1.0 1	152		④⑩	
				九々瀬 3 0 3 3 林道	2.3 1	176	○	④⑪	
				奈佐木 3 0 5 3 林道	2.4 1	96	○	④⑫	
			小 計		32.0 19	4,216			
			小林市 (都城支署)	坂ノ下 2 0 1 0 林道	2.0 1	94	○	④⑬	
				山ノ口 2 0 4 4 林道	2.0 1	81	○	④⑭	
				雛守 2 1 0 2 林道	3.0 1	63	○	④⑮	

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	小林市 (都城支署)	雛守 2 1 0 7 林道	1.5 1	69	○	②⑩	
				環野林道	0.5 1	67	○	②⑪	
				橋満林道 3 6 支線	1.0 1	83		④④	
				山ノ口 2 0 3 9 林道	2.5 1	70		④⑤	
				山ノ口 2 0 4 1 林道	1.4 1	80		④⑥	
				山ノ口 2 0 4 2 林道	1.2 1	61		④⑦	
				山ノ口 2 0 4 5 林道	1.2 1	64		④⑧	
				山ノ口 2 0 4 7 林道	1.5 1	59		④⑨	
				大平 2 0 0 2 林道	2.0 1	104		⑤⑩	
				大平 2 0 0 5 林道	2.0 1	94		⑤⑪	
				大平 2 0 0 8 林道	2.0 1	138		⑤⑫	
				巣之浦 2 1 1 1 林道	2.7 1	66		⑤⑬	
				巣之浦 2 1 1 8 林道	2.0 1	117		⑤⑭	
				雛守 2 1 0 0 林道	1.0 1	70		⑤⑮	
			小 計		29.5 17	1,380			
			小 林 市 計		61.5 36	5,596			

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	えびの市 (都城支署)	鉄山 3 0 3 6 林道	2.0 1	54	○	②⑥	
				大河平 3 0 4 0 林道	2.0 1	63	○	②⑦	
				大河平 3 0 0 4 林道	2.0 1	64	○	②⑧	
				大河平 3 0 0 6 林道	1.5 1	80	○	②⑨	
				滝下林道	1.0 1	51	○	③⑩	
				大谷林道 大谷支線	2.0 1	51		⑥⑩	
				大谷林道	2.0 1	72		⑥⑪	
				内山林道	2.0 1	81		⑥⑫	
				黒原 3 0 6 8 林道	1.5 1	98		⑥⑬	
				黒原 4 0 5 8 林道	1.5 1	51		⑥⑭	
				作鹿倉林道 7 3 支線	2.0 1	67		⑥⑮	
				作鹿倉林道 3 0 5 9 林道	1.4 1	54		⑥⑯	
				黒原 3 0 6 7 林道	1.5 1	105		⑥⑰	
			小 計		22.4 13	891			
			三股町 (都城支署)	轟木 8 1 林道	2.0 1	111	○	①⑥	
				内ノ木場林道	1.7 1	89		④③	
			小 計		3.7 2	200			

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	国富町 (宮崎署)	多羅原 1 0 9 4 林道	2.3 1	214		⑮	
				多羅原 1 0 8 1 林道	1.9 1	67		⑰	
				茶臼岳 2 1 6 4 林道	1.5 1	144	○	⑳	
			小 計		5.7 3	425			
			綾町 (宮崎署)	尾谷 2 1 5 1 林道	2.6 1	405	○	㉑	
				大川原林道	0.5 1	883	○	㉒	
				柚園 2 0 4 7 林道	1.7 1	60		㉔	
				柚園 2 0 4 8 林道	1.2 1	95		㉕	
				柚園 2 0 4 9 林道	0.8 1	85	○	㉘	
			小 計		6.8 5	1,528			
			高原町 (都城支署)	長尾 2 0 8 1 林道	3.0 1	87	○	㉚	
				長尾 2 0 8 2 林道	3.0 1	98	○	㉛	
				南後川内 2 0 8 0 林道	0.6 1	58	○	㉜	
				南後川内 2080 林道 1 支線	0.8 1	69	○	㉝	
				猪之尾 2 0 8 6 林道	1.5 1	84		㉞	
				猪之尾 2 0 8 8 林道	2.0 1	83		㉟	
				雛守 2 0 9 9 林道	2.0 1	100		㊱	

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	高原町 (都城支署)	定木 2 1 0 1 林道	2.0 1	53		⑤9	
			小	計	14.9 8	632			
開設 計					193.8 109	14,705			

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装改良	林道	宮崎市 (宮崎署)	内海林道	1.0 2		○		
	舗装改良			野島林道	1.0 2		○		
	舗装改良			小内海林道	1.0 1		○		
	舗装改良			加江田林道	0.3 1		○		
	舗装改良			楠見林道	1.0 1		○		
	舗装改良			仁田尾林道	1.0 2		○		
	舗装改良			上郷良林道	1.0 2		○		
	モルタル 吹付			楠見林道 2 1 支線	0.1 1				
	舗装改良			和石林道	0.2 1		○		
	舗装改良			桂谷林道	0.5 1		○		
	ブロック積、 舗装			仁田尾林道 35 支線 36 分線	0.3 1		○		
	モルタル吹付、 ブロック積			内海林道 1 4 支線	0.1 1		○		

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装改良	林業専用道	宮崎市 (宮崎署)	鹿野林道	0.3 1		○		
	ブロック積、 舗装	林道		黒草林道	0.2 1		○		
	舗装改良			上倉谷林道	0.2 1				
	ブロック積、 舗装			去川林道 5 3 支線	0.1 1	○			
	モルタル吹付、 ブロック積			去川林道	0.1 1	○			
				小 計		8.4 21			
	舗装改良	都城市 (都城支署)	太郎田辺林道	0.4 1					
	舗装改良		本八重林道	0.4 1					
	舗装改良		田辺林道 中通支線	0.5 1					
	舗装改良		田辺林道	0.6 2	○				
	舗装改良		太郎田辺林道 1 6 支線	0.3 1	○				
	舗装改良		太郎田辺林道 1 1 支線	0.2 1					
	舗装改良		太郎田辺林道 7 支線	0.4 1					
	舗装改良		平八重林道	0.2 1	○				
	舗装改良		太郎田辺林道 第一支線	0.3 1	○				
	舗装改良		雀ヶ野林道	0.2 1	○				
	舗装改良		太郎田辺林道 2 支線	0.5 1	○				

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装改良	林道	都城市 (都城支署)	蕨ヶ野 1 7 林道	0.3 1		○		
	舗装改良			蕨ヶ野 1 4 林道	0.3 1				
	舗装改良			池宇都林道	0.2 1		○		
	舗装改良			石山林道	0.2 1		○		
	舗装改良			三十山林道 第一支線 41 分線	0.4 1		○		
	舗装改良			有水林道	0.8 2		○		
	舗装改良			有水 2 林道	0.3 1		○		
	舗装改良			岩屋ヶ野林道 3 2 支線	0.4 1		○		
	舗装改良			岩屋ヶ野林道	0.8 2		○		
	舗装改良			岩屋ヶ野林道 32 支線 33 分線	0.2 1		○		
	舗装改良			岩屋ヶ野林道 3 1 支線	0.2 1		○		
	舗装改良			三十山林道 第一支線	0.2 1		○		
	舗装改良			三十山林道 4 8 支線	0.3 1		○		
	舗装改良			三十山林道	1.0 2		○		
	舗装改良			十二鹿倉林道 (有水側)	1.0 2		○		
	舗装改良			有水林道 3 7 支線	0.3 1		○		
	舗装改良			佐渡ノ元林道	0.8 2		○		

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装改良	林道	都城市 (都城支署)	正近林道	0.9 1		○		
	舗装改良			花ノ木林道	1.1 1		○		
	舗装改良			野々宇都林道	1.0 2				
	舗装改良			十二鹿倉林道	0.3 1		○		
	舗装改良			佐渡ノ元林道 6 3 支線	0.2 1		○		
	舗装改良			十二鹿倉林道 5 9 支線	0.2 1		○		
	舗装改良			野々宇都林道 野々宇都支線	0.2 1				
	舗装改良			十二鹿倉林道 5 8 支線	0.2 1				
	舗装改良			石原林道	0.3 1				
	舗装改良			豊満鹿倉林道	6.0 2				
	舗装改良			山下林道	0.2 1		○		
	舗装改良			星塚林道	0.2 1		○		
	舗装改良			長尾山林道	0.5 1		○		
	舗装改良			崎山林道	0.2 1				
	舗装改良			轟林道 2 7 8 支線	0.2 1		○		
	舗装改良			轟林道 2 8 1 支線	0.2 1		○		
	舗装改良			霧島林道	0.3 1				

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装改良	林道	都城市 (都城支署)	長尾林道 214 支線 224 分線	1.0 2				
	舗装改良			小池林道	0.5 1				
	舗装改良			西岳林道	0.2 1		○		
	舗装改良			長尾林道	1.0 2		○		
	舗装改良			戸ノ口林道 2 5 3 支線	0.2 1				
	舗装改良			荒襲林道	0.7 2				
	舗装改良			東折田代林道 東折田代支線	0.3 1		○		
	舗装改良			荒川内林道	0.2 1				
	舗装改良			大塚林道	0.3 1				
	舗装改良			権現林道 2 6 1 支線	0.3 1		○		
	舗装改良			荒川内林道 2 5 0 支線	0.3 1		○		
	舗装改良			権現林道 2 6 2 支線	0.2 1		○		
	舗装改良			権現林道	1.0 2		○		
	舗装改良			川間林道	1.0 2		○		
	舗装改良			飛松林道 1 0 9 8 支線	0.4 2				
	舗装改良			飛松林道 1 1 0 4 支線	0.3 1		○		
	舗装改良			飛松林道 宇名目支線	0.3 1		○		

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装改良	林道	都城市 (都城支署)	飛松林道 1098	0.5				
				支線 1099 分線	2				
	舗装改良			飛松林道	1.0 3				
	舗装改良			妙寺ヶ谷林道	0.7 1		○		
	舗装改良			飛松林道 宇都頭支線	2.0 1				
			小 計		36.3 83				
	ブロック積、 舗装	林業専用道	小林市 (宮崎署)	桑俣林道	0.7 2		○		
	舗装改良			横谷林道	0.5 2				
	舗装改良			七熊林道	0.4 1		○		
	橋梁、 ブロック積			田代ヶ八重林道 1 1 7 支線	0.1 1		○		
	舗装改良			楠谷林道	0.5 2				
	ブロック積、 舗装			重永林道	0.1 1		○		
	ブロック積、 舗装			夏木林道	0.2 1				
	舗装改良			軍谷林道	0.1 1				
	舗装改良			長谷林道	0.5 1		○		
	舗装改良			堂屋敷林道	1.5 1		○		
	ブロック積			倉谷林道	0.1 1				
	植生基材 吹付			重永 2 1 1 3 林道	0.1 1		○		

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	ブロック積、 舗装	林道	小林市 (宮崎署)	白髪岳林道	0.2 1				
	ブロック積、 舗装			白髪岳林道 1 6 支線	0.2 1				
			小 計		5.2 17				
	舗装改良		小林市 (都城支署)	中山林道	0.4 1				
	舗装改良			中山林道 3 7 支線	0.2 1				
	舗装改良			中山林道 3 8 支線	1.7 1				
	舗装改良			橋満林道 3 4 支線	0.2 1		○		
	舗装改良			山代林道	0.5 1				
	舗装改良			夷守林道 1 1 2 支線	0.5 1				
	舗装改良			夷守林道 1 1 7 支線	0.5 1				
	舗装改良			環野林道	0.5 1		○		
	舗装改良			永久井野林道	0.4 1		○		
	舗装改良			巢之浦林道	0.5 1		○		
	舗装改良			夷守林道	0.5 1				
			小 計		5.9 11				
	舗装改良		えびの市 (都城支署)	梶原林道 5 8 支線	0.2 1				
	舗装改良			梶原林道	0.2 1				

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装改良	林道	えびの市 (都城支署)	梶原林道 6 1 支線	0.2 1				
	舗装改良			梶原林道 6 4 支線	0.3 1				
	舗装改良			鉄山林道 天狗尾根支線	0.2 1				
	舗装改良			六本原林道	0.4 1		○		
	舗装改良			鉄山林道	0.5 1		○		
	舗装改良			城内林道 大谷支線	0.4 1				
	舗装改良			城内林道	2.0 2		○		
	舗装改良			松ヶ平林道	0.5 1		○		
	舗装改良			上四ッ谷林道	0.3 1		○		
	舗装改良			崩ヶ尾林道	0.2 1		○		
	舗装改良			昌明寺林道	0.3 1		○		
	舗装改良			満谷林道	1.0 2		○		
	舗装改良			満谷林道 (白鳥側)	0.3 1		○		
	舗装改良			作鹿倉林道	1.0 2				
	舗装改良			矢岳林道	2.0 3		○		
	舗装改良			矢岳林道 4 8 支線	0.5 1		○		
	舗装改良			大塚林道 2 8 支線	0.2 1		○		

単位 延長：km 面積：ha										
開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考	
拡張	舗装改良	林道	えびの市 (都城支署)	大塚林道	1.0		○			
	2 9 支線			2						
	舗装改良			大河平林道	0.5		○			
				1						
	舗装改良			鉄山林道	0.3		○			
			内山支線	1						
	舗装改良		四ッ谷林道	0.2		○				
			1							
			小 計			12.7				
					29					
	舗装改良	林道	三股町 (都城支署)	細目林道	0.2		○			
				1						
	舗装改良			花谷林道	0.2		○			
				9 2 支線	1					
	舗装改良			内ノ木場林道	0.3		○			
				柳岳支線	1					
	舗装改良			高畑林道	0.5		○			
				1						
	舗装改良			小川内林道	0.2		○			
				1						
舗装改良	花谷林道	0.5		○						
	1									
舗装改良	轟木林道	0.2		○						
	1									
舗装改良	林道専用道	柴立 9 8 林道	0.4		○					
	1									
	小 計			2.5						
			8							
舗装改良	林道	高原町 (都城支署)	高原林道	0.3		○				
			9 6 支線	1						
舗装改良			高原林道	0.2		○				
			1							
	小 計			0.5						
				2						

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装改良	林道	国富町 (宮崎署)	八重尾林道	0.5 2		○		
	モルタル吹付、 ブロック積			杣木林道	0.1 1				
				小 計		0.6 3			
	モルタル吹付、 ブロック積		綾町 (宮崎署)	大森岳林道 (竹野側)	0.1 1		○		
	舗装改良			茶臼岳林道	0.3 1		○		
	舗装改良			大川原林道	0.5 1		○		
	モルタル吹付、 ブロック積			北浦林道	0.2 2		○		
	モルタル吹付、 ブロック積			北浦林道 140支線	0.1 1				
	モルタル吹付、 ブロック積			北浦林道 140支線 143分線	0.1 1				
				小 計		1.3 7			
	拡張 計				73.4 181				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	80,039	76,063	
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	71,194	69,609	
災害防備のための保安林	6,916	6,920	
保健、風致の保存等のための保安林	6,176	5,739	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源^{かん}涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面 積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		うち前半5年分		
指定	保健保安林	宮崎市	宮崎署 94	2	2	地域住民の保健向上に資するため。	
指定	水源 ^{かん} 養保安林	都城市	都城支署 50～52、102～ 106、258～266	1,615	890	水資源の確保及び洪水の防止に資するため。	
指定	水源 ^{かん} 養保安林	小林市	宮崎署 3027～3033、 4016～4027	1,836	1,120	水資源の確保及び洪水の防止に資するため。	
指定	土砂流出防備保安林	小林市	都城支署 2104～2111	137	137	土砂流出防止に資するため。	
指定	水源 ^{かん} 養保安林	国富町	宮崎署 2153、2154～ 2156	405	405	水資源の確保及び洪水の防止に資するため。	
指定	水源 ^{かん} 養保安林	綾町	宮崎署 2151～2153	423	423	水資源の確保及び洪水の防止に資するため。	
	合 計			4,418	2,977		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養のための保安林				23	
保健・風致の保存等の保安林			177		

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)	うち前半5カ年分			
該当なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
宮 崎 市	宮崎署 5～10、14～17、22、23、25、 63、65～71、73～79、83～ 86、94、220～223、227～ 229、231、233、234、237、 238、245、254～256、259、 261、263、265、267、268、270	56	32	溪間工、山腹工、 植栽工、本数調整伐	
都 城 市	都城支署 1～8、10～12、14、16、18～ 20、22～31、33～39、43、47、 49、53～56、58～66、68～ 70、73～77、102、202～212、 214、216、217、219～224、 227～230、233～243、246 ～248、250～253、255～ 271、276～281、1097～ 1110、1247、1248	139	92	溪間工、山腹工、 本数調整伐	

森林の所在		治山事業 施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
小 林 市	宮崎署 271、273、274、277～281、 284～288、290、291、298、 300、301、304、305、307～ 309、312、2001、2003、2004、 2007、2008、2010、2011、 2023、2031、2032、2034～ 2037、2048～2050、2052～ 2054、2057、2059、2065、 2075～2078、2084、2086、 2088、2090、2102、2106、 2110、2113～2116、2118～ 2120、2123～2126、2133、 2135～2137、3056、3063、 3066、3069～3076、3078、 3123、4022、4024	132 88	66 36	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
	都城支署 2001～2009、2011、2034～ 2047、2094、2099、2100、 2103～2118、2120	44	30		
え び の 市	都城支署 2119～2122、3001～3004、 3006、3008～3012、3014、 3015、3017～3019、3022、 3023、3025、3026、3028～ 3037、3039、3040、3042、 3043、3052～3054、3056～ 3063、3065～3069、4030～ 4033、4038、4058	59	49	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
三 股 町	都城支署 64、79～100	23	19	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
高 原 町	都城支署 2083～2091、2095、2096、 2101	12	12	溪間工、山腹工、 本数調整伐	

単位 地区

森林の所在		治山事業 施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
国 富 町	宮崎署 1081～1084、1086、1090～ 1093、2156～2162、2166、 2167、2171、2172	20	13	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
綾 町	宮崎署 2041、2044、2045、2091、 2094、2139～2141、2143	9	6	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
総 数		450	289		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	総 数		66,912.45	別記1参照		
	宮崎市	宮崎署 2、3、5～18、20、22～25、 27～34、39～41、46、51、 52、54、61～81、83～86、 202、203、205、206、218、 220～224、227～230、 232、233、235～242、244、 245、252～269	10,748.79			
	都城市	都城支署 1～14、16～41、45～49、 53～77、202～217、219 ～231、233～243、246～ 257、267～273、276～ 282、1095～1097、1104 ～1110、1246～1251	15,491.13			
	小林市	宮崎署 278～288、291～296、 298～313、2001～2008、 2010～2013、2020～ 2025、2027、2029、2031 ～2040、2047～2069、 2072～2078、2080～ 2090、2099～2138、3048 ～3065、3068、3075～ 3077 都城支署 2001、2005～2013、2034 ～2041、2043～2047、 2094、2097、2099、2100、 2102、2103、2113～ 2118、2120	22,107.43 18,103.87 4,003.56			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	えびの市	都城支署 2119～2122、3010～ 3019、3021～3043、3051 ～3054、3056～3069、 4030～4033、4038、4058	7,411.23	別記1参照		
	三股町	都城支署 78～100	2,700.28			
	高原町	都城支署 2081～2086、2088～ 2093、2095～2098、 2101	1,083.55			
	国富町	宮崎署 1081～1094、2156～ 2163、2165～2173	3,903.48			
	綾町	宮崎署 2042～2046、2091～ 2099、2139～2143	3,467.16			
土砂流出防備保安林	総 数		6,214.77			
	宮崎市	宮崎署 53、59、270	231.34			
	都城市	都城支署 66、108、230、231、233～ 239、253、1098、1103、 1104	914.43			
	小林市	宮崎署 271～277、300、3066、 3067、3069～3074、3078、 3123	3,476.28 1,207.73			
		都城支署 2002～2004、2010、2042 ～2044、2094、2100、2104 ～2112、2114、2117	2,268.55			
	えびの市	都城支署 3001～3009、3057	856.65			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林	高原町	都城支署 2082、2087～2089、2092、 2093、2095	617. 82	別記 1 参照		
	綾町	宮崎署 2091～2094	118. 25			
土砂崩壊防備保安林	総 数		403. 69			
	小林市	宮崎署	366. 36			
		3069	3. 04			
		都城支署 2034、2097、2100、2104～ 2112	363. 32			
	高原町	都城支署 2081、2097、2098	37. 33			
潮害防備保安林	総 数		217. 94			
	宮崎市	宮崎署 94	217. 94			
干害防備保安林	総 数		120. 45			
	都城市	都城支署 4、30、33	10. 53			
	小林市	都城支署 2046	6. 34			
	えびの市	都城支署 3057	99. 23			
	三股町	都城支署 88～90	4. 35			
保健保安林	総 数		5, 712. 73			
	宮崎市	宮崎署 29～35、39～42、46、67、 68、70、94、206、228、238、 255	1, 135. 74			
	都城市	都城支署 10、11、13、27、29、207、 219、221、225～228、 233、236～238、1101～ 1103	695. 44			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
保健保安林	小林市	宮崎署 2049～2051、2099、2101 都城支署 2094、2100、2104～2118、 2120	2,016.67 58.64 1,958.03	別記1参照		
	えびの市	都城支署 2119～2122、3052～3055	776.02			
	高原町	都城支署 2082 ～ 2084 、2086 ～ 2088、2092、2093、2095	721.93			
	綾町	宮崎署 2041～2046、2097～2099	366.93			
	総 数		29.85			
風致保安林	都城市	都城支署 54	29.85			
	総 数		1,526.33	別記2参照		
国立公園 特別保護地区	都城市	都城支署 225、282	403.78			
	小林市	都城支署 2094、2100、2104～2109、 2111～2118、2120	485.57			
	えびの市	都城支署 2120～2122、3052～3055	360.92			
	高原町	都城支署 2087	276.06			
	総 数		2,186.21			
国立公園 第1種特別地域	都城市	都城支署 225、226	69.92			
	小林市	都城支署 2094、2100、2104～2118、 2120	1,383.34			
	えびの市	都城支署 2120～2122、3052～3055	373.91			
	総 数		2,186.21			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
国立公園 第1種特別地域	高原町	都城支署 2082 ～ 2084、2086 ～ 2088、2092、2093、2095	359.04	別記2参照		
国立公園 第2種特別地域	総 数		669.09			
	都城市	都城支署 225～230、240、282	281.95			
	えびの市	都城支署 3056～3058、3061～3064	287.02			
	高原町	都城支署 2083、2084	100.12			
国立公園 第3種特別地域	総 数		588.26			
	都城市	都城支署 226～228、233、236～ 240、243、251、253、282	206.03			
	小林市	都城支署 2117、2118、2120	94.62			
	えびの市	都城支署 2119～2121、3054、3057 ～3062、3064、3065	265.19			
	高原町	都城支署 2088、2089、2092	22.42			
国定公園 第2種特別地域	総 数		302.86			
	小林市	宮崎署 2049～2051、2099、2101	59.64			
	綾町	宮崎署 2042 ～ 2046、2097 ～ 2099	243.22			
国定公園 第3種特別地域	総 数		1,948.83			
	小林市	宮崎署 2047、2049～2051、2099 ～2102	467.68			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
国定公園 第3種特別地域	綾町	宮崎署 2042 ～ 2046 、 2092 ～ 2099	1, 481. 15	別記2 参照		
県立自然公園 第2種特別地域	総 数		382. 64	別記2 参照		
	宮崎市	宮崎署 29～34、39～42、46	357. 13			
	えびの市	都城支署 3009～3011	25. 51			
鳥獣保護区特別地区	総 数		742. 68	別記2 参照		
	都城市	都城支署 225、226	66. 33			
	えびの市	都城支署 3055	480. 04			
	高原町	都城支署 2083	13. 39			
	国富町	宮崎署 2163、2170	182. 92			
史跡名勝天然記念物	総 数		114. 89	別記2 参照		
	宮崎市	宮崎署 46	66. 22			
	えびの市	都城支署 2120、3055	48. 67			
砂防指定地	総 数		26. 91	別記2 参照		
	宮崎市	宮崎署 220	0. 41			
	都城市	都城支署 107、108、219、221、240、 246、249、250、252～254、 267	8. 55			
	小林市	宮崎署 2036、2073、2076、3071	9. 12 2. 89			
都城支署 2097、2099、2111		6. 23				

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
砂防指定地	えびの市	都城支署 3057	0.18	別記2 参照		
	三股町	都城支署 88	0.50			
	高原町	都城支署 2083、2086～2088、2090、 2097	8.15			

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域 (林班)	面 積	施業方法
総 数			88,301.05	
市 町 村 別 内 訳	宮 崎 市	宮崎署 1～18、20、22～35、39～42、45～88、94、 201～245、252～270、	16,313.24	伐期の延長、複層林 施業（択伐以外）、複 層林施業（択伐）のい ずれかにより、水源の 涵養 ^{かん} 機能の維持増進を 図る。
	都 城 市	都城支署 1～14、16～77、102～109、202～231、233 ～243、246～273、276～282、1095～1111、 1246～1251	18,772.36	
	小 林 市	宮崎署 271～313、2001～2008、2010～2025、2027 ～2040、2047～2078、2080～2090、2099～ 2138、3027～3034、3048～3078、3123、 4016～4027	30,024.17 23,027.17	
		都城支署 2001～2013、2034～2047、2094、2097、 2099、2100～2118、2120	6,997.00	
	え び の 市	都城支署 2119～2122、3001～3043、3051～3069、 4030～4033、4038、4046～4048、4052、 4053、4058、4061、4062、4064、4067	9,820.26	
	三 股 町	都城支署 78～101	2,783.58	
	高 原 町	都城支署 2079～2093、2095～2098、2101	1,999.55	
	国 富 町	宮崎署 1081～1094、2153～2173	4,336.09	
綾 町	綾 町	宮崎署 2041～2046、2091～2099、2139～2143、 2151～2153	4,251.80	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			27,274.12	
市 町 村 別 内 訳	宮 崎 市	宮崎署 2～18、20、22～35、39～42、45、46、51～53、56～58、60、61、63～71、73～80、83～86、94、201～203、206、211、213、219～221、225、228、229、232、233、235、236、238、242、244、245、252、253、255、262、267～270	3,964.70	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	都 城 市	都城支署 1、2、4～14、16～27、29～33、36～39、44、45、52、54、57、62～64、66、68、71、74、102～108、202～213、215～217、219～221、223～231、233～241、243、246～253、255～263、265～273、276～282、1095、1098、1101～1106、1110、1111、1247～1251	3,247.66	
	小 林 市	宮崎署 271～282、284～288、291、292、294、295、298～313、2001～2008、2022～2024、2027、2028、2031～2037、2047～2069、2071～2078、2081～2088、2099～2102、2104～2138、3027～3034、3049、3051、3052、3054、3055、3056、3063、3065～3074、3077、3078、3123、4020、4024、4025、4027 都城支署 2001～2013、2034、2038～2046、2094、2097、2099、2100、2102～2118、2120	10,767.46 6,369.26 4,398.20	

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	
市 町 村 別 内 訳	えびの市	都城支署 2119～2122、3001～3012、3014～ 3017、3030、3031、3034、3035、3040、 3052～3066、4030、4031、4033、4038、 4047、4048、4058、4064	2,707.98	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	三股町	都城支署 78～91、93～101	1,303.98	
	高原町	都城支署 2081～2093、2095～2098、2101	1,025.93	
	国富町	宮崎署 1081～1094、2153、2155～2171	1,653.58	
	綾町	宮崎署 2041～2046、2091～2099、2139～ 2143、2151、2152	2,602.83	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			2.01	
市 町 村 別 内 訳	小林市	宮崎署 3123	2.01	複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			8,985.34	
市 町 村 別 内 訳	宮 崎 市	宮崎署 29～35、39～42、46、67、68、70、94、202、 206、228、235、238、255	1,786.81	複層林施業（択伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。
	都 城 市	都城支署 16、17、207、219、221、225～230、233、236～ 238、240、243、251、253、282、1101～ 1103、1110	993.32	
	小 林 市	宮崎署 2047、2049～2051、2082、2099～2101 都城支署 2094、2100、2104～2118、2120	2,384.76 342.74 2,042.02	
	え び の 市	都城支署 2119～2122、3009～3011、3016、3017、 3052～3064	1,271.41	
	高 原 町	都城支署 2082～2084、2086～2089、2092、2093、 2095	760.92	
	国 富 町	宮崎署 2155、2163、2164、2170、2171	246.87	
	綾 町	宮崎署 2041～2046、2091～2099	1,541.25	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				65,528.91
市 町 村 内 訳	宮 崎 市	ニホンジカ	宮崎署 80～82、85～87、224～227、229～245、254～256、262～269	3,706.62
	都 城 市	ニホンジカ	都城支署 2、4～14、16～31、40、44～48、50～57、59、62～77、102～109、202、203、208～211、214～216、219、223～231、233～243、246、249～264、267～270、282、1095～1098、1101～1103、1107～1111、1246～1249	13,890.19
	小 林 市	ニホンジカ	宮崎署 274～276、278～312、2001～2008、2010～2013、2016～2025、2027、2028、2030、2032～2040、2047～2078、2080～2087、2089、2090、2099～2137、3027～3034、3048～3050、3053～3075、3077、3078、3123、4021～4023、4026 都城支署 2005～2013、2034～2038、2040～2047、2094、2097、2099、2100、2102～2118	27,388.11 21,030.01
	え び の 市	ニホンジカ	都城支署 2119、2121、2122、3001～3043、3051～3067、3069、4030～4033、4038、4046～4048、4052、4053、4058、4061、4062、4064、4067	9,581.74
	三 股 町	ニホンジカ	都城支署 78～101	2,783.58
	高 原 町	ニホンジカ	都城支署 2079～2093、2095～2098、2101	1,999.55
	国 富 町	ニホンジカ	宮崎署 1081、1086、1087、1093、1094、2153～2157、2164～2167、2171～2173	2,045.89
	綾 町	ニホンジカ	宮崎署 2041、2043～2046、2091～2099、2139～2143、2151～2153	4,133.23

別記 1 保安林の森林施業

区 分		森 林 施 業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの	1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による。
	間伐に係るもの	1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	
伐採の限度	主伐に係るもの	1 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は10分の3以下とする。	
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。	
植 栽		植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。	
方法に係るもの		おおむね、1ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
期間に係るもの		伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。	
樹種に係るもの		指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2 自然公園等の森林施業

区 分		施 業 方 法 の 基 準
自 然 公 園	特別保護地区	禁伐 その他の植物採取も行わないこと。
	第 1 種 特 別 地 域	・原則禁伐 ・風致維持に支障のない場合単木択伐 ・択伐率は現在蓄積の 10%以内 ・伐期齢は、標準伐期齢に 10 年を加えたもの以上とする。
	第 2 種 特 別 地 域	・原則択伐 ・伐期齢は標準伐期齢以上とする。 ・風致の維持に支障のない場合皆伐 一伐区面積は 2 ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。 伐区は努めて分散し、更新後 5 年を経過しなければ連続して設定できない。 ・車道、歩道等の周辺は、単木択伐 ・択伐率 用材林 現在蓄積の 30%以内 薪炭林 現在蓄積の 60%以内
	第 3 種 特 別 地 域	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
砂 防 指 定 地		宮崎県砂防指定地管理規則による。
鳥 獣 保 護 区 特別保護地区		鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし、その程度の著しいものは禁伐。その他の森林は伐採種を定めない。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物		禁伐 詳細は、文化財保護法等による。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：％

区 分		区 域 面 積 ①	森 林 面 積			森 林 比 率 ②/①×100
			総 数 ②	国 有 林	民 有 林	
総 数		256,404	159,259	88,374	70,884	62
市町村別内訳	宮 崎 市	64,357	34,792	16,382	18,410	54
	都 城 市	65,336	36,186	18,777	17,409	55
	小 林 市	56,295	41,619	30,024	11,595	74
	え び の 市	28,293	19,219	9,821	9,398	68
	三 股 町	11,002	7,927	2,784	5,143	72
	高 原 町	8,539	4,185	2,000	2,185	49
	国 富 町	13,063	7,731	4,336	3,395	59
	綾 町	9,519	7,601	4,252	3,349	80

資料：1 区域面積は、国土交通省国土地理院「令和4年全国都道府県市町村別面積調べ」

2 国有林（官公造林を含む）は、令和4年3月31日現在

3 民有林面積は、宮崎県森林経営課調べ（森林法第5条民有林面積）

注 四捨五入により計は必ずしも一致しない。

(2) 地況

ア 気候

観 測 地	気 温 (℃)			年間降水量 (mm)	主風の方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均			
宮 崎	35.9	-2.4	18.1	2,868	北北東	
都 城	36.5	-4.9	17.1	2,929	南南東	
小 林	36.1	-3.5	16.6	2,794	東	

資料 「気象庁ホームページ」気象観測データ

注 気温及び年間降水量は、平成29年～令和3年までの平均値である。

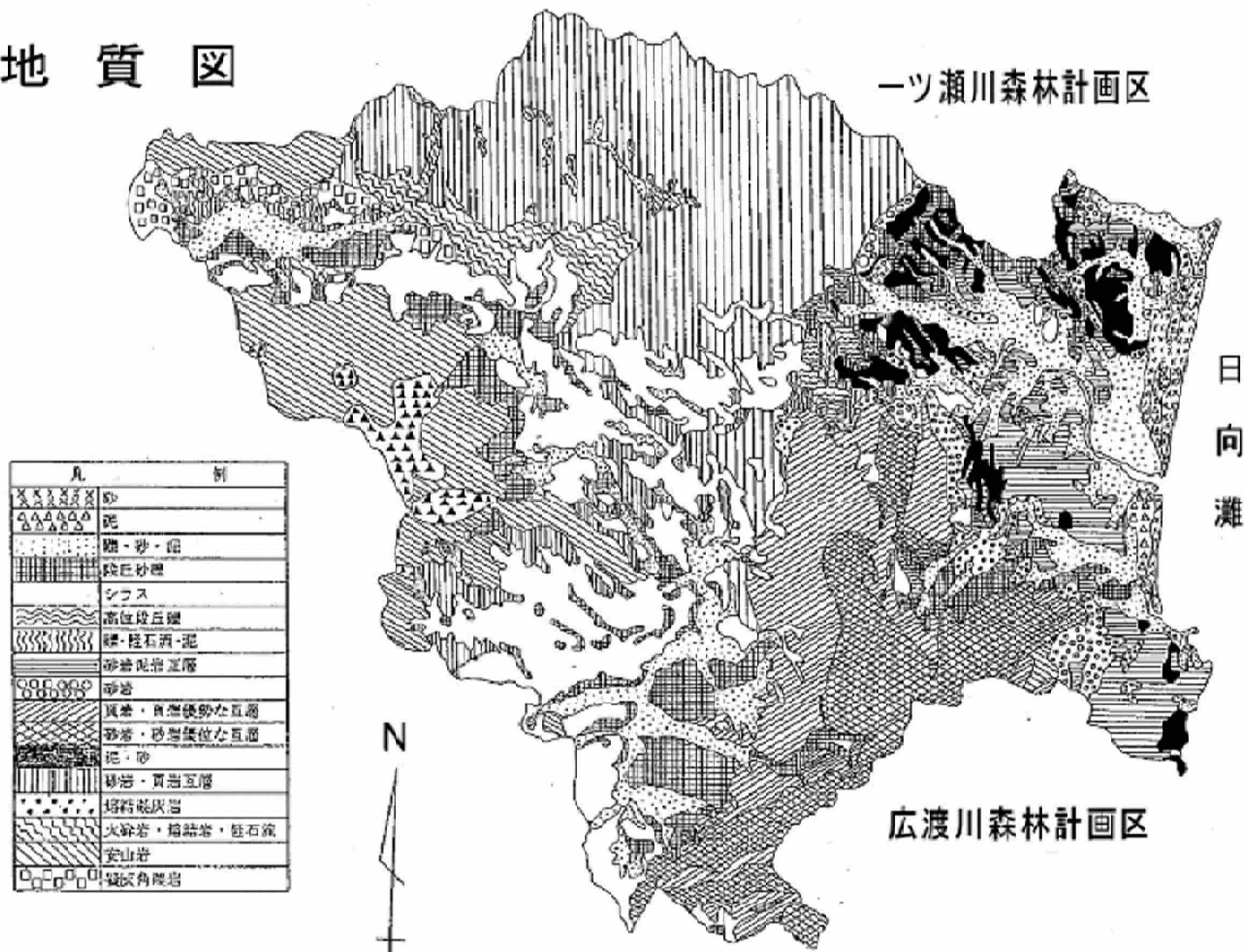
イ 地勢

I-1-(1)イのとおり

ウ 地質及び土壌

I-1-(1)ウのとおり（別図参考）

地 質 図



土 壤 図

一ツ瀬川森林計画区

日向灘

広渡川森林計画区

凡	例
	礫石地
	未熟土層 (未熟土層)
	火山堆山物未熟土層 (堆積物未熟土層)
	黒ボク土層 (厚層、微風、多量、淡色、粗粒、淡色)
	褐色森林土層 (微粒、微風)
	褐色低地土層 (粗粒)
	灰色低地土層 (細粒、粗粒)
	グライ土層 (細粒、粗粒)
	低地泥炭土層

N

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分		区 域 面 積	森 林	農 地			その他
				総 数	う ち 田	う ち 畑	
総 数		256,404	159,259	37,244	19,362	17,907	59,898
市町村別内訳	宮崎市	64,357	34,792	8,320	5,060	3,260	21,245
	都城市	65,336	36,186	12,300	6,160	6,160	16,850
	小林市	56,295	41,619	6,400	2,320	4,080	8,276
	えびの市	28,293	19,219	3,600	2,340	1,260	5,474
	三股町	11,002	7,927	1,330	692	642	1,741
	高原町	8,539	4,185	2,150	890	1,260	2,204
	国富町	13,063	7,731	2,452	1,590	863	2,880
	綾 町	9,519	7,601	692	310	382	1,226

資料：1 総数は、国土交通省国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調べ」

2 森林は、宮崎県森林経営課調べ

3 農地は、九州農政局「第67次九州農林水産統計年報（令和元年～2年農林業編 宮崎）」

4 その他は、総数から森林・農地を除いた数値

注：総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分		総 数	第 1 次産業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
			計	農 業	林 業	水 産 業		
総 数		2,381,920	79,592	73,169	5,180	1,244	459,301	1,843,027
市町村別内訳	宮崎市	1,373,956	17,216	15,201	1,456	559	161,971	1,194,769
	都城市	654,543	28,519	26,088	1,857	574	217,306	408,718
	小林市	136,269	15,740	14,794	913	32	20,083	100,446
	えびの市	61,056	7,141	6,750	387	4	13,069	40,846
	三股町	49,607	1,715	1,535	146	34	10,069	37,823
	高原町	24,973	2,716	2,559	153	4	5,890	16,367
	国富町	60,585	3,955	3,818	137	－	23,336	33,294
	綾 町	20,932	2,591	2,424	130	37	7,577	10,764

資料：宮崎県調査統計課「令和元年度宮崎県の市町村民経済計算」

(注) 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分		総 数	第 1 次産業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
			計	農 業	林 業	水 産 業		
総 数		341,494	26,878	25,194	1,310	374	63,685	250,931
市町村別内訳	宮崎市	201,398	9,649	8,903	404	342	31,538	160,211
	都城市	79,851	6,840	6,433	393	14	19,044	53,967
	小林市	21,997	4,211	3,974	231	6	4,336	13,450
	えびの市	8,641	1,908	1,832	73	3	1,730	5,003
	三股町	12,499	866	766	97	3	3,104	8,529
	高原町	4,054	843	812	31	－	935	2,276
	国富町	9,536	1,795	1,749	44	2	2,194	5,547
	綾 町	3,518	766	725	37	4	804	1,948

資料：宮崎県統計調査課「令和2年国勢調査」

(注) 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分			総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			88,366.61	24,587	432	1,911.86	81		1,271.21	63		1,028.11	48	7	1,032.08	71	8		
立木地	総数	総数	85,630.83	24,582	432	1,911.86	81		1,271.21	63		1,028.11	48	7	1,032.08	71	8		
		針	49,538.72	17,067	370	1,750.56	77		1,120.54	63		746.17	36	6	611.54	45	6		
		広	36,092.11	7,515	62	161.30	4		150.67			281.94	11	1	420.54	26	2		
	人工林	総数	総数	51,849.06	17,948	387	1,869.42	81		1,151.86	63		843.02	40	7	730.79	53	7	
			針	46,254.24	16,300	368	1,748.71	77		1,120.54	63		745.21	36	6	609.45	45	6	
			広	5,594.82	1,648	19	120.71	4		31.32			97.81	4		121.34	8	1	
		育成 単層林	総数	50,471.75	17,385	380	1,181.40			637.09			766.96	30	5	730.79	53	7	
			針	44,930.02	15,787	362	1,093.06			605.77			669.47	26	4	609.45	45	6	
			広	5,541.73	1,599	19	88.34			31.32			97.49	4		121.34	8	1	
		育成 複層林	総数	(1,377.31) 1,377.31	562	7	688.02	81		514.77	63		76.06	10	2				
			針	1,324.22	513	6	655.65	77		514.77	63		75.74	10	2				
			広	53.09	49		32.37	4					0.32						
		天然林	総数	総数	33,781.77	6,634	45	42.44			119.35			185.09	7	1	301.29	18	1
				針	3,284.48	767	3	1.85						0.96			2.09		
				広	30,497.29	5,867	43	40.59			119.35			184.13	7	1	299.20	18	1
			育成 単層林	総数	318.11	18	1	1.22			49.10			46.81	2		110.54	6	
				針															
				広	318.11	18	1	1.22			49.10			46.81	2		110.54	6	
	育成 複層林		総数	1,759.63	474	4	4.49						1.05			5.88			
			針	482.46	149	2	1.85						0.42			1.92			
			広	1,277.17	325	3	2.64						0.63			3.96			
	天然生 林		総数	31,704.03	6,143	40	36.73			70.25			137.23	6	1	184.87	12	1	
			針	2,802.02	619	1							0.54			0.17			
			広	28,902.01	5,524	39	36.73			70.25			136.69	6	1	184.70	12	1	
	竹林			7.88															
	無立木地			2,735.78	5														

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分			5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			1,939.50	202	17	2,580.48	361	22	4,034.17	720	32	5,734.12	1,446	54	5,886.42	2,078	65		
立木地	総数	総数	1,939.50	202	17	2,580.48	361	22	4,034.17	720	32	5,734.12	1,446	54	5,886.42	2,078	65		
		針	745.46	99	11	855.68	169	14	1,486.45	377	21	3,516.55	1,096	46	5,062.45	1,905	62		
		広	1,194.04	103	6	1,724.80	192	8	2,547.72	343	11	2,217.57	350	8	823.97	173	3		
	人工林	総数	総数	946.76	115	12	1,094.97	196	15	1,927.49	438	23	4,047.56	1,187	48	5,424.95	2,011	64	
			針	741.81	98	11	847.03	168	14	1,482.39	376	21	3,510.45	1,094	46	5,056.91	1,903	62	
			広	204.95	17	1	247.94	29	1	445.10	63	2	537.11	93	2	368.04	108	2	
		育成層林	総数	945.71	115	12	1,092.43	196	15	1,901.25	435	23	4,046.81	1,187	48	5,424.95	2,011	64	
			針	741.51	98	11	844.49	167	14	1,474.45	374	21	3,510.45	1,094	46	5,056.91	1,903	62	
			広	204.20	17	1	247.94	29	1	426.80	61	2	536.36	93	2	368.04	108	2	
		育成層林	総数	1.05			2.54			26.24	3		0.75						
			針	0.30			2.54			7.94	2								
			広	0.75						18.30	2		0.75						
		天然林	総数	総数	992.74	87	5	1,485.51	165	7	2,106.68	281	9	1,686.56	259	6	461.47	67	1
				針	3.65			8.65	1		4.06	1		6.10	2		5.54	2	
				広	989.09	86	5	1,476.86	164	7	2,102.62	281	9	1,680.46	257	6	455.93	65	1
			育成層林	総数	35.39	2		19.29	2		22.70	2		30.23	3				
				針															
				広	35.39	2		19.29	2		22.70	2		30.23	3				
	育成層林		総数	27.91	2		82.78	10		140.16	20	1	26.12	6		18.63	4		
			針	2.13			8.02	1		3.54	1		2.97	1		3.63	1		
			広	25.78	2		74.76	9		136.62	19	1	23.15	5		15.00	3		
	天然生林		総数	929.44	82	5	1,383.44	153	7	1,943.82	259	8	1,630.21	249	6	442.84	62	1	
			針	1.52			0.63			0.52			3.13	1		1.91	1		
			広	927.92	82	5	1,382.81	153	7	1,943.30	259	8	1,627.08	248	6	440.93	62	1	
	竹林																		
	無立木地																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分			1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			6,106.70	2,280	54	9,615.88	3,692	67	10,130.01	3,849	54	6,525.66	2,431	27	4,692.33	1,760	15	
立木地	総数	総数	6,106.70	2,280	54	9,615.88	3,692	67	10,130.01	3,849	54	6,525.66	2,431	27	4,692.33	1,760	15	
		針	5,196.53	2,055	51	7,925.41	3,228	63	7,689.65	3,198	49	4,819.95	1,998	24	3,106.62	1,295	12	
		広	910.17	225	3	1,690.47	465	4	2,440.36	651	5	1,705.71	433	3	1,585.71	465	2	
	人工林	総数	総数	5,546.94	2,184	52	8,556.49	3,479	65	8,458.12	3,499	52	5,227.09	2,169	25	3,479.45	1,452	13
			針	5,182.00	2,050	51	7,881.28	3,212	62	7,596.35	3,168	49	4,757.32	1,981	24	2,973.54	1,249	12
			広	364.94	134	2	675.21	268	3	861.77	331	3	469.77	188	1	505.91	204	1
		育成 単層林	総数	5,540.25	2,172	52	8,553.96	3,446	64	8,458.12	3,401	50	5,227.09	2,091	24	3,420.79	1,337	12
			針	5,175.91	2,038	51	7,878.75	3,181	62	7,596.35	3,075	48	4,757.32	1,911	23	2,914.88	1,151	11
			広	364.34	134	2	675.21	265	3	861.77	325	3	469.77	180	1	505.91	187	1
		育成 複層林		(29.92)			(103.05)			(321.81)			(290.13)			(402.95)		
			総数	6.69	12		2.53	33	1	98	1		78	1		58.66	115	1
			針	6.09	12		2.53	31	1		93	1		70	1		58.66	98
	天然林	総数	広	0.60				2			6			8			17	
			総数	559.76	96	1	1,059.39	213	2	1,671.89	350	3	1,298.57	262	2	1,212.88	307	2
			針	14.53	4		44.13	16		93.30	30		62.63	17		133.08	46	
		育成 単層林	広	545.23	91	1	1,015.26	197	2	1,578.59	320	2	1,235.94	245	2	1,079.80	261	1
			総数				2.83											
			針															
			広				2.83											
			総数	41.13	12		95.16	33		158.90	47	1	131.31	35		296.79	103	1
			針	11.08	3		32.87	13		55.19	19		37.79	11		90.59	34	
			広	30.05	8		62.29	20		103.71	28		93.52	24		206.20	69	
			総数	518.63	84	1	961.40	180	2	1,512.99	303	2	1,167.26	227	1	916.09	204	1
			針	3.45	1		11.26	3		38.11	11		24.84	6		42.49	12	
	天然生	広	515.18	83	1	950.14	177	2	1,474.88	291	2	1,142.42	221	1	873.60	192	1	
竹林																		
無立木地																		

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分			1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
總数			2,134.64	749	5	1,356.11	337	2	1,142.40	271	1	1,551.22	354	1	1,416.98	344	1		
立木地	總数	總数	2,134.64	749	5	1,356.11	337	2	1,142.40	271	1	1,551.22	354	1	1,416.98	344	1		
		針	1,057.76	468	3	151.52	58		167.42	49		373.57	85		418.29	115			
		広	1,076.88	281	1	1,204.59	279	1	974.98	222	1	1,177.65	269	1	998.69	229			
	人工林	總数	總数	1,148.78	521	4	125.10	54		81.14	30		237.61	54		257.61	86		
			針	979.20	446	3	93.42	42		57.17	21		209.03	43		184.49	62		
			広	169.58	75		31.68	12		23.97	8		28.58	10		73.12	24		
		育成 単層林	總数	1,148.78	469	3	125.10	45		81.14	30		237.61	53		257.61	86		
			針	979.20	401	3	93.42	34		57.17	21		209.03	43		184.49	62		
			広	169.58	68		31.68	10		23.97	8		28.58	10		73.12	24		
		育成 複層林		(174.14)			(31.15)						(2.29)			(0.30)			
			總数		52			9						1					
			針		45			7						1					
	天然林	總数		7			1												
			總数	985.86	228	1	1,231.01	283	1	1,061.26	241	1	1,313.61	301	1	1,159.37	258		
			針	78.56	22		58.10	16		110.25	27		164.54	41		233.80	52		
		育成 単層林	広	907.30	206	1	1,172.91	267	1	951.01	214	1	1,149.07	259	1	925.57	206		
			總数																
			針																
			広																
			育成 複層林	總数	119.10	34		48.28	14		72.89	20		104.54	32		87.58	21	
				針	39.60	12		12.29	4		23.30	6		27.35	9		39.70	8	
				広	79.50	22		35.99	10		49.59	13		77.19	23		47.88	13	
			天然生林	總数	866.76	195	1	1,182.73	269	1	988.37	222	1	1,209.07	269	1	1,071.79	237	
				針	38.96	11		45.81	12		86.95	21		137.19	33		194.10	44	
	広	827.80		184	1	1,136.92	258	1	901.42	201	1	1,071.88	236	1	877.69	193			
竹林																			
無立木地																			

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分			2 0 齡級			2 1 齡級以上			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
總数			745.99	171		14,794.96	3,273		
立木地	總数	總数	745.99	171		14,794.96	3,273		
		針	123.12	34		2,613.48	619		
		広	622.87	136		12,181.48	2,654		
	人工林	總数	總数	116.24	33		577.67	201	
			針	67.13	20		410.81	146	
			広	49.11	13		166.86	55	
		育成 単層林	總数	116.24	32		577.67	196	
			針	67.13	20		410.81	141	
			広	49.11	13		166.86	55	
		育成 複層林		(1.42)			(20.15)		
			總数					5	
			針					5	
	天然林	總数	總数	629.75	138		14,217.29	3,072	
			針	55.99	14		2,202.67	474	
			広	573.76	124		12,014.62	2,599	
		育成 単層林	總数						
			針						
			広						
		育成 複層林	總数	63.42	19		233.51	63	
			針	21.88	7		66.34	18	
			広	41.54	12		167.17	45	
		天然生林	總数	566.33	119		13,983.78	3,009	
			針	34.11	7		2,136.33	455	
			広	532.22	112		11,847.45	2,554	
竹林									
無立木地									

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

単位 面積：h a、材積：m³、成長量：m³/年

区分			立木地								無立木地等						計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土 地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
制限林	面積	針	36,232.60	1,111.68	37,344.28		433.68	2,736.80	3,170.48		40,514.76						
		広	4,488.79	49.71	4,538.50	206.46	1,163.78	26,071.52	27,441.76		31,980.26						
		計	40,721.39	1,161.39	41,882.78	206.46	1,597.46	28,808.32	30,612.24	2.85	72,495.02	227.99	1.25		1,501.54	1,730.78	74,225.80
	材積	針	12,778,808	427,195	13,206,003		134,272	602,974	737,246		13,943,249				407	407	13,943,656
		広	1,340,849	43,552	1,384,401	11,025	296,612	5,023,869	5,331,506		6,715,907				1,379	1,379	6,717,286
		計	14,119,657	470,747	14,590,404	11,025	430,884	5,626,843	6,068,752		20,659,156				1,786	1,786	20,660,942
	成長量	針	293,525.4	5,352.4	298,877.8		1,276.1	867.5	2,143.6		301,021.4						301,021.4
		広	14,912.2	270.7	15,182.9	610.3	2,306.8	34,425.6	37,342.7		52,525.6						52,525.6
		計	308,437.6	5,623.1	314,060.7	610.3	3,582.9	35,293.1	39,486.3		353,547.0						353,547.0
普通林	面積	針	8,697.42	212.54	8,909.96		48.78	65.22	114.00		9,023.96						
		広	1,052.94	3.38	1,056.32	111.65	113.39	2,830.49	3,055.53		4,111.85						
		計	9,750.36	215.92	9,966.28	111.65	162.17	2,895.71	3,169.53	5.03	13,135.81	330.33			674.67	1,005.00	14,140.81
	材積	針	3,007,704	86,146	3,093,850		14,509	15,638	30,147		3,123,997	2,979				2,979	3,126,976
		広	258,067	5,190	263,257	6,805	28,323	500,213	535,341		798,598						798,598
		計	3,265,771	91,336	3,357,107	6,805	42,832	515,851	565,488	387	3,922,595	2,979				2,979	3,925,574
	成長量	針	68,183.7	872.8	69,056.5		267.9	91.2	359.1		69,415.6	41.8				41.8	69,457.4
		広	3,606.6	43.6	3,650.2	419.9	287.0	4,885.0	5,591.9		9,242.1						9,242.1
		計	71,790.3	916.4	72,706.7	419.9	554.9	4,976.2	5,951.0	25.6	78,657.7	41.8				41.8	78,699.5
計	面積	針	44,930.02	1,324.22	46,254.24		482.46	2,802.02	3,284.48		49,538.72						
		広	5,541.73	53.09	5,594.82	318.11	1,277.17	28,902.01	30,497.29		36,092.11						
		計	50,471.75	1,377.31	51,849.06	318.11	1,759.63	31,704.03	33,781.77	7.88	85,630.83	558.32	1.25		2,176.21	2,735.78	88,366.61
	材積	針	15,786,512	513,341	16,299,853		148,781	618,612	767,393		17,067,246	2,979			407	3,386	17,070,632
		広	1,598,916	48,742	1,647,658	17,830	324,935	5,524,082	5,866,847		7,514,505				1,379	1,379	7,515,884
		計	17,385,428	562,083	17,947,511	17,830	473,716	6,142,694	6,634,240	387	24,581,751	2,979			1,786	4,765	24,586,516
	成長量	針	361,709.1	6,225.2	367,934.3		1,544.0	958.7	2,502.7		370,437.0	41.8				41.8	370,478.8
		広	18,518.8	314.3	18,833.1	1,030.2	2,593.8	39,310.6	42,934.6		61,767.7						61,767.7
		計	380,227.9	6,539.5	386,767.4	1,030.2	4,137.8	40,269.3	45,437.3	25.6	432,204.7	41.8				41.8	432,246.5

注1 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³/年

市町村	区分		立木地								無立木地等						計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
宮崎市	面積	針	9,452.65	290.69	9,743.34			43.24	147.07	190.31	9,933.65						
		広	1,077.87	0.59	1,078.46			127.80	4,750.52	4,878.32	5,956.78						
		計	10,530.52	291.28	10,821.80			171.04	4,897.59	5,068.63	15,890.43	96.64			394.50	491.14	16,381.57
	材積	針	3,456,111	132,391	3,588,502			15,183	40,990	56,173	3,644,675				200	200	3,644,875
		広	373,948	7,832	381,780			37,102	1,038,453	1,075,555	1,457,335				27	27	1,457,362
		計	3,830,059	140,223	3,970,282			52,285	1,079,443	1,131,728	5,102,010				227	227	5,102,237
	成長量	針	77,996.8	2,140.3	80,137.1			199.6	132.3	331.9	80,469.0						80,469.0
		広	3,962.1	46.0	4,008.1			256.5	6,255.9	6,512.4	10,520.5						10,520.5
		計	81,958.9	2,186.3	84,145.2			456.1	6,388.2	6,844.3	90,989.5						90,989.5
都城市	面積	針	10,372.35	303.88	10,676.23			88.67	229.53	318.20	10,994.43						
		広	1,398.69	15.50	1,414.19	193.07		282.94	5,161.49	5,637.50	7,051.69						
		計	11,771.04	319.38	12,090.42	193.07		371.61	5,391.02	5,955.70	18,046.12	175.30			554.59	729.89	18,776.01
	材積	針	3,626,412	119,344	3,745,756			25,509	49,348	74,857	3,820,613	2,979				2,979	3,823,592
		広	396,412	13,606	410,018	9,291		68,485	952,660	1,030,436	1,440,454						1,440,454
		計	4,022,824	132,950	4,155,774	9,291		93,994	1,002,008	1,105,293	5,261,067	2,979				2,979	5,264,046
	成長量	針	85,556.4	1,166.2	86,722.6			255.2	175.7	430.9	87,153.5	41.8				41.8	87,195.3
		広	5,126.3	99.1	5,225.4	517.8		509.1	8,293.9	9,320.8	14,546.2						14,546.2
		計	90,682.7	1,265.3	91,948.0	517.8		764.3	8,469.6	9,751.7	101,699.7	41.8				41.8	101,741.5
小林市	面積	針	14,101.30	355.92	14,457.22			202.70	1,277.85	1,480.55	15,937.77						
		広	1,784.39	10.86	1,795.25	95.73		537.18	10,838.12	11,471.03	13,266.28						
		計	15,885.69	366.78	16,252.47	95.73		739.88	12,115.97	12,951.58	29,204.05	202.67			610.32	812.99	30,017.04
	材積	針	4,921,045	120,358	5,041,403			59,985	250,337	310,322	5,351,725						5,351,725
		広	492,169	17,362	509,531	5,350		131,137	1,954,383	2,090,870	2,600,401						2,600,401
		計	5,413,214	137,720	5,550,934	5,350		191,122	2,204,720	2,401,192	7,952,126						7,952,126
	成長量	針	113,862.1	1,805.8	115,667.9			671.9	336.5	1,008.4	116,676.3						116,676.3
		広	5,543.8	103.5	5,647.3	407.7		1,255.2	16,392.1	18,055.0	23,702.3						23,702.3
		計	119,405.9	1,909.3	121,315.2	407.7		1,927.1	16,728.6	19,063.4	25.6	140,378.6					140,378.6
えびの市	面積	針	5,904.25	204.99	6,109.24			48.46	692.12	740.58	6,849.82						
		広	460.59	6.77	467.36	29.31		124.20	2,028.91	2,182.42	2,649.78						
		計	6,364.84	211.76	6,576.60	29.31		172.66	2,721.03	2,923.00	9,499.60	46.61	1.25		273.51	321.37	9,820.97
	材積	針	1,926,769	80,513	2,007,282			15,152	171,149	186,301	2,193,583						2,193,583
		広	100,646	3,418	104,064	3,189		30,103	402,043	435,335	539,399						539,399
		計	2,027,415	83,931	2,111,346	3,189		45,255	573,192	621,636	2,732,982						2,732,982
	成長量	針	44,132.8	637.8	44,770.6			109.5	158.1	267.6	45,038.2						45,038.2
		広	1,306.9	16.3	1,323.2	104.7		247.8	2,433.8	2,786.3	4,109.5						4,109.5
		計	45,439.7	654.1	46,093.8	104.7		357.3	2,591.9	3,053.9	49,147.7						49,147.7

注1 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等						計	
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の土地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
三股町	面積	針	1,362.54	81.33	1,443.87		11.75	15.92	27.67		1,471.54						
		広	135.14	7.85	142.99		26.05	1,076.40	1,102.45		1,245.44						
		計	1,497.68	89.18	1,586.86		37.80	1,092.32	1,130.12		2,716.98	1.86			64.74	66.60	2,783.58
	材積	針	510,951	22,996	533,947		2,405	3,143	5,548		539,495						539,495
		広	38,231	1,773	40,004		5,567	183,585	189,152		229,156						229,156
		計	549,182	24,769	573,951		7,972	186,728	194,700		768,651						768,651
	成長量	針	12,277.4	142.9	12,420.3		4.9	4.7	9.6		12,429.9						12,429.9
		広	429.0	5.5	434.5		7.7	1,082.8	1,090.5		1,525.0						1,525.0
		計	12,706.4	148.4	12,854.8		12.6	1,087.5	1,100.1		13,954.9						13,954.9
高原町	面積	針	668.83	53.07	721.90		5.68	128.61	134.29		856.19						
		広	113.64	1.49	115.13		12.79	849.95	862.74		977.87						
		計	782.47	54.56	837.03		18.47	978.56	997.03		1,834.06	28.93			136.56	165.49	1,999.55
	材積	針	210,344	19,040	229,384		1,324	29,493	30,817		260,201				207	207	260,408
		広	21,004	490	21,494		2,755	172,026	174,781		196,275				1,352	1,352	197,627
		計	231,348	19,530	250,878		4,079	201,519	205,598		456,476				1,559	1,559	458,035
	成長量	針	4,978.7	92.9	5,071.6		40.4	23.6	64.0		5,135.6						5,135.6
		広	310.5	2.0	312.5		43.0	745.1	788.1		1,100.6						1,100.6
		計	5,289.2	94.9	5,384.1		83.4	768.7	852.1		6,236.2						6,236.2
国富町	面積	針	1,993.62	34.34	2,027.96		46.01	134.40	180.41		2,208.37						
		広	327.00	4.52	331.52		81.05	1,643.56	1,724.61		2,056.13						
		計	2,320.62	38.86	2,359.48		127.06	1,777.96	1,905.02		4,264.50	6.31			65.28	71.59	4,336.09
	材積	針	728,875	17,059	745,934		18,636	30,382	49,018		794,952						794,952
		広	110,441	4,039	114,480		25,720	319,580	345,300		459,780						459,780
		計	839,316	21,098	860,414		44,356	349,962	394,318		1,254,732						1,254,732
	成長量	針	15,127.6	239.3	15,366.9		240.0	72.0	312.0		15,678.9						15,678.9
		広	1,005.4	34.3	1,039.7		226.9	2,253.6	2,480.5		3,520.2						3,520.2
		計	16,133.0	273.6	16,406.6		466.9	2,325.6	2,792.5		19,199.1						19,199.1
綾町	面積	針	1,074.48		1,074.48		35.95	176.52	212.47		1,286.95						
		広	244.41	5.51	249.92		85.16	2,553.06	2,638.22		2,888.14						
		計	1,318.89	5.51	1,324.40		121.11	2,729.58	2,850.69		4,175.09				76.71	76.71	4,251.80
	材積	針	406,005	1,640	407,645		10,587	43,770	54,357		462,002						462,002
		広	66,065	222	66,287		24,066	501,352	525,418		591,705						591,705
		計	472,070	1,862	473,932		34,653	545,122	579,775		1,053,707						1,053,707
	成長量	針	7,777.3		7,777.3		22.5	55.8	78.3		7,855.6						7,855.6
		広	834.8	7.6	842.4		47.6	1,853.4	1,901.0		2,743.4						2,743.4
		計	8,612.1	7.6	8,619.7		70.1	1,909.2	1,979.3		10,599.0						10,599.0
森林計画計	面積	針	44,930.02	1,324.22	46,254.24		482.46	2,802.02	3,284.48		49,538.72						
		広	5,541.73	53.09	5,594.82	318.11	1,277.17	28,902.01	30,497.29		36,092.11						
		計	50,471.75	1,377.31	51,849.06	318.11	1,759.63	31,704.03	33,781.77	7.88	85,630.83	558.32	1.25		2,176.21	2,735.78	88,366.61
	材積	針	15,786,512	513,341	16,299,853		148,781	618,612	767,393		17,067,246	2,979			407	3,386	17,070,632
		広	1,598,916	48,742	1,647,658	17,830	324,935	5,524,082	5,866,847		7,514,505				1,379	1,379	7,515,884
		計	17,385,428	562,083	17,947,511	17,830	473,716	6,142,694	6,634,240	387	24,581,751	2,979			1,786	4,765	24,586,516
	成長量	針	361,709.1	6,225.2	367,934.3		1,544.0	958.7	2,502.7		370,437.0	41.8				41.8	370,478.8
		広	18,518.8	314.3	18,833.1	1,030.2	2,593.8	39,310.6	42,934.6		61,767.7						61,767.7
		計	380,227.9	6,539.5	386,767.4	1,030.2	4,137.8	40,269.3	45,437.3	25.6	432,204.7	41.8				41.8	432,246.5

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分		市町村										
		宮崎市		都城市		小林市		えびの市		三股町		高原町
保安林	水源かん養保安林		10,748.79		15,491.13		22,107.43		7,411.23		2,700.28	1,083.55
	土砂流出防備保安林		231.34	(584.37)	330.06	(82.25)	3,394.03		856.65			617.82
	土砂崩壊防備保安林					(4.12)	362.24					37.33
	飛砂防備保安林											
	防風保安林											
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林		217.94									
	干害防備保安林			(10.53)			6.34	(99.23)		(4.35)		
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林											
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
	航行目標保安林											
	保健保安林	(881.72)	254.02	(665.37)	30.07	(1,897.58)	119.09	(302.74)	473.28		(720.05)	1.88
	風致保安林			(29.85)								
	計	(881.72)	11,452.09	(1,290.12)	15,851.26	(1,983.95)	25,989.13	(401.97)	8,741.16	(4.35)	2,700.28	(720.05) 1,740.58
保安施設地区												
砂防指定地		(0.41)		(7.33)	1.22	(5.84)	3.28		0.18	(0.50)	(4.68)	3.47
国立公園	特別保護地区			(403.51)	0.27	(479.95)	5.62	(358.36)	2.56		(276.06)	
	第一種特別地域			(69.51)	0.41	(1,383.27)	0.07	(369.66)	4.25		(354.78)	4.26
	第二種特別地域			(277.98)	3.97			(286.56)	0.46		(95.63)	4.49
	第三種特別地域			(188.82)	17.21	(93.56)	1.06	(253.17)	12.02		(22.09)	0.33
	地種区分未定地域											
	計			(939.82)	21.86	(1,956.78)	6.75	(1,267.75)	19.29		(748.56)	9.08
国定公園	特別保護地区											
	第一種特別地域											
	第二種特別地域					(58.96)	0.68					
	第三種特別地域					(462.68)	5.00					
	地種区分未定地域											
	計					(521.64)	5.68					
自然立公園	第一種特別地域											
	第二種特別地域	(356.03)	1.10					(7.42)	18.09			
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
	計	(356.03)	1.10					(7.42)	18.09			
原生自然環境保全地域												
自然環境保全地域特別地区												
都道府県自然環境保全地域特別地区												
鳥獣保護区特別保護地区				(66.33)				(480.04)			(13.39)	
緑地保全地区												
風致地区												
特別母樹林												
史跡名勝天然記念物		(66.22)						(48.67)				
種の保存法による管理地区												
その他												
合計		(1,304.38)	11,453.19	(2,303.60)	15,874.34	(4,468.21)	26,004.84	(2,205.85)	8,778.72	(4.85)	2,700.28	(1,486.68) 1,753.13

単位 面積：ha

市町村					
国富町		綾町		合計	
	3,903.48		3,467.16		66,913.05
			118.25	(666.62)	5,548.15
				(4.12)	399.57
					217.94
				(114.11)	6.34
		(220.90)	146.03	(4,688.36)	1,024.37
				(29.85)	
	3,903.48	(220.90)	3,731.44	(5,503.06)	74,109.42
				(18.76)	8.15
				(1,517.88)	8.45
				(2,177.22)	8.99
				(660.17)	8.92
				(557.64)	30.62
				(4,912.91)	56.98
		(241.24)	1.98	(300.20)	2.66
		(1,453.90)	27.25	(1,916.58)	32.25
		(1,695.14)	29.23	(2,216.78)	34.91
				(363.45)	19.19
				(363.45)	19.19
(182.92)				(742.68)	
				(114.89)	
(182.92)	3,903.48	(1,916.04)	3,760.67	#####	74,228.65

(5) 樹種別材積表

単位 材積：m³

林 種		人 工 林	天 然 林	計
樹 種				
針葉樹	ス ギ	9,673,849	135,301	9,809,150
	ヒ ノ キ	6,034,742	80,224	6,114,966
	ア カ マ ツ	455,135	205,250	660,385
	ク ロ マ ツ	129,711	23,146	152,857
	モ ミ	1,610	185,737	187,347
	ツ ガ 類	144	136,090	136,234
	他 針 葉 樹	4,660	1,645	6,305
	小 計	16,299,851	767,393	17,067,244
広葉樹	ク リ	67	1	68
	カ シ 類	31,261	319,140	350,401
	ク ヌ ギ	80,166	27,445	107,611
	ナ ラ 類	6,728	27,045	33,773
	カ ン バ 類	151	—	151
	カ エ デ 類	352	1	353
	他 広 葉 樹	1,528,165	5,493,215	7,021,380
	小 計	1,646,890	5,866,847	7,513,737
合 計		17,946,741	6,634,240	24,580,981

資料 令和4年3月31日現在

(注) 計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		588.92	140.88
市町村別内訳	宮崎市	41.78	39.67
	都城市	93.91	2.21
	小林市	289.20	94.49
	えびの市	22.99	2.03
	三股町	12.14	0.19
	高原町	94.59	0.37
	国富町	16.56	—
	綾 町	17.75	1.92

資料 宮崎森林管理署（令和4年3月31日現在）

宮崎森林管理署都城支署（令和4年3月31日現在）

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類		虫 害			獣害（野兎、鹿等）		
年 度		元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
総 数		0.01	0.22	—	1,018.27	1,024.57	1,028.54
市町村別内訳	宮崎市	0.01	0.22	—	0.15	1.08	—
	都城市	—	—	—	272.00	144.09	228.77
	小林市	—	—	—	166.56	187.53	276.68
	えびの市	—	—	—	488.78	569.22	442.85
	三股町	—	—	—	—	—	—
	高原町	—	—	—	90.78	92.19	80.24
	国富町	—	—	—	—	30.46	—

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向
 (1) 森林組合及び生産森林組合の現況

構成

市町村別		組 合 名	組合員数	常勤役員・ 専従職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森林組合	総 数	3	19,869	61	343,170	51,960	
	宮 崎 市	宮崎中央	6,516	16	108,832	16,524	
	国 富 町						
	綾 町						
	小 林 市	西諸地区	6,168	20	108,143	19,654	
	え び の 市						
	高 原 町						
	都 城 市	都城	7,185	25	126,195	15,782	
	三 股 町						
生産森林組合	総 数	2	254	18	8,910	214	
	国 富 町	下三名	208	9	2,010	110	
	え び の 市	上大河平	46	9	6,900	104	

資料：宮崎県森林経営課調べ

(2) 林業労働力の概要
 森林組合作業班員の男女別、年齢別数

区 分	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
主として伐出作業	2	－	5	－	16	－	14	－	10	1	47	1	48
主として造林作業	4	－	3	－	4	2	12	－	28	－	51	2	53
工 場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	－	1	1	－	2	1	5	－	9	1	17	3	20
計	6	1	9	－	22	3	31	－	47	2	115	6	121

資料：令和元年度末現在「宮崎県の森林組合」による。

(3) 林業機械化の概況

単位 数量：台、セット(索道)

機械種名		説明	数量	備考
索 道	重力式		2	
	動力式		29	
集材機	小型集材機	動力10ps未満	33	
	大型集材機	動力10ps以上	153	
モノケーブル		ジグザグ集材施設	1	
リモコンウインチ		リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	15	
自走式搬機			18	
小型運材車		動力20ps未満	38	
		動力20ps以上	148	
ホイールタイプトラクタ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	4	
クローラタイプトラクタ		上記でクローラタイプのもの	18	
フォークリフト			60	
フォークローダ			5	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	6	
	運材機能あり	クレーン付きトラック	81	
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	334	
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	128	
トラクタショベル		搬出、育林用等に係わる土工用	6	
ショベル系掘削機械		搬出、育林用等に係わる土工用	75	
チェンソー			829	
チェンソーリモコン装置		リモコンチェンソー架台	20	
刈払機		携帯式刈払機	525	
植穴掘機			18	
動力枝打機	自動木登り式	自動木登り式	11	
	背負い式等		1	
苗畑用トラクタ			7	
樹木粉碎機		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	5	
フェラーバンチャ		立木を伐倒、集積する自走式機械	1	
スキッド		牽引式集材専用のトラクタ	4	
プロセッサ		枝払い、玉切りする自走式機械	251	
ハーベスタ		伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	87	
フォワーダ		積載式集材専用車両	190	
タワーヤード		元柱を具備した自走式機械	7	
スイングヤード		簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	117	
その他の高性能林業機械		従来の高性能林業機械上記5機種以外の高性能林業機械	98	
グラップルソー		巻立、玉切りする自走式機械	17	

資料：宮崎県森林経営課調べ。

(4) 作業路網の整備の概況

単位 路線：本 延長：m

区 分		路 線 数	延 長	備 考
総 数		665	828,886	
市町村別内訳	宮崎市	141	189,063	
	都城市	171	214,375	
	小林市	184	264,046	
	えびの市	133	116,833	
	三股町	10	6,930	
	高原町	8	1,930	
	国富町	13	29,494	
	綾町	5	6,215	

資料 宮崎森林管理署（令和4年3月31日現在）

宮崎森林管理署都城支署（令和4年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3 、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	1,111	1,521	2,633	1,024	970	1,994	130	88	106
針葉樹	801	1,098	1,899	1,016	969	1,985	127	88	105
広葉樹	311	423	734	8	1	9	3	—	1

注 総数と一致しないのは、四捨五入によるものである。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
14,204	8,463	60

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
4,153	1,440	35	3,405	1,348	40	748	92	12

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km、拡張：箇所数、実行歩合：%

区 分		開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
		計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網		10.7	0.2	2	60	28	47
うち林業専用道		3.9	1.8	46	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養保安林	3,600	—	—	—	1.33	—
土砂流出防備保安林	141	—	—	—	—	—
保 健 保 安 林	—	—	—	—	—	—

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実 行 歩 合
該当なし		

ウ 治山事業の数量

単位 保安林の整備：ha、保全施設：箇所、実行歩合：%

種 類	治山事業施工地区数		
	計 画	実 行	実 行 歩 合
保 安 林 の 整 備	1,018	717	70
保 全 施 設	127	77	61

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計
—	—	—	—	61.66	61.66

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
—	—	19.40	19.40

6 森林資源の推移
(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m³、延長：km

区分 \ 分期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	總 数	總数	2, 633	2, 653	2, 922	2, 880	3, 279	3, 517	3, 150	2, 677
		針葉樹	1, 899	1, 915	2, 224	2, 620	2, 986	3, 204	2, 866	2, 430
		広葉樹	734	738	698	260	293	313	283	247
	主 伐	總数	1, 111	1, 080	1, 231	1, 462	1, 771	1, 881	1, 517	1, 250
		針葉樹	801	780	974	1, 226	1, 507	1, 604	1, 273	1, 037
		広葉樹	311	301	257	236	264	276	244	213
	間 伐	總数	1, 521	1, 572	1, 691	1, 418	1, 509	1, 636	1, 633	1, 427
		針葉樹	1, 098	1, 135	1, 250	1, 393	1, 479	1, 599	1, 594	1, 393
		広葉樹	423	437	440	25	29	36	39	34
造林	總数		4, 153	4, 368	4, 191	4, 010	3, 756	3, 572	3, 591	3, 884
	人工造林		3, 405	3, 581	3, 435	3, 287	3, 080	2, 929	2, 944	3, 184
	天然更新		748	787	755	722	677	644	647	700
林道開設延長			107	88	49	49	49	48	48	48

注 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(2) 分期別期首資源表

單位 面積：ha、材積：千m³

區 分		面 積														材積
		總數	1 齡級	2 齡級	3 齡級	4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第Ⅰ分期	總數	88,374	1,912	1,271	1,028	1,032	4,520	9,768	11,993	19,746	11,218	3,491	2,694	2,163	14,795	24,582
	人工林	51,849	1,869	1,152	843	731	2,042	5,975	10,972	17,015	8,707	1,274	319	374	578	17,948
	育成單層林	50,472	1,181	637	767	731	2,038	5,948	10,965	17,012	8,648	1,274	319	374	578	17,385
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	30	425	693	205	2	2	20	387
	天然林	1,377	688	515	76	0	4	27	7	3	59	0	0	0	0	175
	總數	33,782	42	119	185	301	2,478	3,793	1,021	2,731	2,511	2,217	2,375	1,789	14,217	6,634
	育成單層林	318	1	49	47	111	55	53	0	3	0	0	0	0	0	18
	育成複層林	1,760	4	0	1	6	111	166	60	254	428	167	177	151	234	474
	天然生林	31,704	37	70	137	185	2,313	3,574	961	2,474	2,083	2,049	2,197	1,638	13,984	6,143
	無立木地	2,736														
第Ⅱ分期	總數	88,374	1,138	1,912	1,271	1,028	2,972	6,573	11,527	15,583	16,427	6,779	2,483	2,630	15,541	25,406
	人工林	52,299	800	1,869	1,152	843	1,678	3,022	9,400	13,986	13,582	4,586	191	495	694	17,505
	育成單層林	50,366	243	1,181	637	767	1,677	2,994	9,400	13,977	13,582	4,529	191	495	694	16,661
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	34	182	1,031	583	36	3	22	775
	天然林	1,932	557	688	515	76	1	29	1	9	0	57	0	0	0	69
	總數	33,565	338	42	119	185	1,294	3,550	2,126	1,597	2,845	2,193	2,292	2,135	14,847	7,902
	育成單層林	318	0	1	49	47	146	42	30	3	0	0	0	0	0	37
	育成複層林	1,742	26	4	0	1	34	220	44	134	278	415	121	166	297	485
	天然生林	31,505	311	37	70	137	1,114	3,288	2,052	1,459	2,567	1,778	2,171	1,969	14,550	7,380
	無立木地	2,503														
第Ⅲ分期	總數	88,374	932	1,138	1,912	1,271	2,060	4,490	9,605	11,799	19,241	11,072	3,353	2,246	16,742	26,504
	人工林	52,263	411	800	1,869	1,152	1,574	2,042	5,909	10,802	16,729	8,568	1,142	313	952	18,542
	育成單層林	50,049	127	243	1,181	637	1,498	2,038	5,883	10,795	16,727	8,513	1,142	313	952	17,516
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	33	120	942	737	244	6	22	896
	天然林	2,214	284	557	688	515	76	4	27	6	2	55	0	0	0	130
	總數	33,599	521	338	42	119	486	2,449	3,696	997	2,511	2,504	2,211	1,932	15,791	7,962
	育成單層林	318	1	0	1	49	157	54	52	0	3	0	0	0	0	44
	育成複層林	1,745	40	26	4	0	7	109	162	58	234	426	167	143	368	488
	天然生林	31,536	480	311	37	70	322	2,285	3,482	939	2,275	2,078	2,044	1,789	15,423	7,429
	無立木地	2,505														
第Ⅳ分期	總數	88,374	1,082	932	1,138	1,912	2,299	2,952	6,455	11,333	15,225	16,203	6,242	2,083	17,950	27,479
	人工林	52,178	630	411	800	1,869	1,995	1,678	2,991	9,253	13,756	13,366	4,056	183	1,189	19,458
	育成單層林	49,531	192	127	243	1,181	1,404	1,677	2,963	9,253	13,748	13,366	4,006	183	1,189	18,168
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	15	122	327	1,125	784	41	24	1,073
	天然林	2,646	439	284	557	688	591	1	28	1	8	0	50	0	0	217
	總數	33,629	452	521	338	42	304	1,274	3,463	2,080	1,469	2,838	2,186	1,900	16,761	8,021
	育成單層林	318	2	1	0	1	96	145	41	29	3	0	0	0	0	51
	育成複層林	1,747	26	40	26	4	1	33	215	43	124	278	413	98	445	494
	天然生林	31,564	424	480	311	37	207	1,096	3,208	2,007	1,343	2,560	1,773	1,802	16,315	7,475
	無立木地	2,560														
第Ⅴ分期	總數	88,374	1,369	1,082	932	1,138	3,183	2,054	4,412	9,425	11,533	18,954	9,959	2,857	18,809	28,286
	人工林	52,073	945	630	411	800	3,021	1,574	2,023	5,815	10,617	16,452	7,462	1,059	1,265	20,217
	育成單層林	48,774	285	192	127	243	1,818	1,498	2,019	5,789	10,611	16,450	7,418	1,059	1,265	18,558
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	9	84	236	1,074	1,224	300	28	1,335
	天然林	3,299	659	439	284	557	1,203	76	4	26	6	2	44	0	0	323
	總數	33,635	424	452	521	338	162	480	2,389	3,610	916	2,502	2,497	1,798	17,544	8,070
	育成單層林	319	4	2	1	0	50	155	53	50	0	3	0	0	0	56
	育成複層林	1,744	21	26	40	26	4	7	107	158	54	233	426	143	499	499
	天然生林	31,572	399	424	480	311	107	318	2,230	3,402	862	2,267	2,071	1,655	17,045	7,515
	無立木地	2,658														
第Ⅵ分期	總數	88,374	1,751	1,369	1,082	932	3,050	2,296	2,907	6,323	11,002	14,979	14,441	5,623	19,825	28,907
	人工林	51,960	1,299	945	630	411	2,669	1,995	1,661	2,942	9,102	13,516	11,612	3,806	1,372	20,815
	育成單層林	47,755	392	285	192	127	1,425	1,404	1,660	2,915	9,101	13,508	11,612	3,762	1,372	18,662
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	8	39	215	467	1,923	979	65	1,701
	天然林	4,205	907	659	439	284	1,245	591	1	27	1	8	0	44	0	452
	總數	33,620	452	424	452	521	381	301	1,245	3,381	1,900	1,463	2,829	1,817	18,453	8,092
	育成單層林	320	6	4	2	1	2	95	141	40	27	3	0	0	0	60
	育成複層林	1,730	39	21	26	40	31	1	32	210	40	123	277	355	535	493
	天然生林	31,570	406	399	424	480	348	205	1,072	3,132	1,834	1,338	2,552	1,462	17,918	7,539
	無立木地	2,787														
第Ⅶ分期	總數	88,374	2,035	1,751	1,369	1,082	2,070	3,181	2,028	4,322	9,037	11,349	16,654	9,127	21,501	29,374
	人工林	51,902	1,538	1,299	945	630	1,211	3,021	1,559	1,990	5,726	10,436	14,158	7,065	2,324	21,282
	育成單層林	46,625	463	392	285	192	370	1,818	1,484	1,986	5,702	10,430	14,156	7,022	2,324	18,545
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	7	25	138	344	2,157	1,590	328	2,136
	天然林	5,278	1,075	907	659	439	841	1,203	75	3	24	6	2	44	0	601
	總數	33,604	497	452	424	452	859	159	469	2,332	3,311	913	2,497	2,061	19,177	8,091
	育成單層林	322	7	6	4	2	1	49	152	52	46	0	3	0	0	63
	育成複層林	1,719	62	39	21	26	66	4	7	104	144	53	232	336	622	479
	天然生林	31,563	428	406	399	424	791	106	311	2,176	3,120	860	2,262	1,725	18,555	7,549
	無立木地	2,860														
第Ⅷ分期	總數	88,374	1,889	2,035	1,751	1,369	2,014	3,049	2,268	2,849	6,006	10,845	12,950	13,334	25,245	29,860
	人工林	51,990	1,390	1,538	1,299	945	1,042	2,669	1,974	1,634	2,898	8,947	11,490	10,986	5,178	21,766
	育成單層林	45,746	416	463	392	285	319	1,425	1,390	1,634	2,873	8,947	11,483	10,986	5,134	18,435
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	12	22	66	305	1,530	2,472	1,043	2,553
	天然林	6,244	974	1,075	907	659	723	1,245	584	1	25	1	7	0	44	778
	總數	33,614	499	497	452	424	973	380	293	1,214	3,107	1,898	1,460	2,348	20,067	8,094
	育成單層林	324	6	7	6	4	3	2	93	138	36	27	3	0	0	66
	育成複層林	1,728	51	62	39	21	66	31	1	32	193	40	123	229	840	475
	天然生林	31,562	442	428	406	399	904	347	200	1,045	2,878	1,832	1,335	2,119	19,227	7,553
	無立木地	2,762														
第Ⅸ分期	總數	88,374	1,570	1,889	2,035	1,751	2,451	2,063	3,145	1,992	4,104	8,935	9,840	15,520	30,410	30,342

7 その他
(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千 m³

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）
458

8 主伐時における伐採・搬出指針の制定

2 林整整第 1157 号
令和 3 年 3 月 16 日

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道森林作業道として集材路と区別する）。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と

話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。

- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採(誤伐)しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
- ⑤ 気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

4 集材路・土場の計画及び施工

(1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。
- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
- ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。
- ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
- ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
- ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は溪流から距離を置いて配置する。

- ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
- ⑨ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行う。

(2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮

- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう必要に応じて保全対象(土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。)の上方に丸太柵工等を設置する。
特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
- ② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

(3) 生物多様性と景観への配慮

- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が溪流に流出しないよう溪流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。
- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい

箇所でもまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 溪流横断箇所の処理

- ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所では集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避ける。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を

打つ等の対策を講じる。

(2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を行う。

7 その他

- ① 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作成する場合は、集材路ではなく、「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設する。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)その他係法令に基づく各種手続(許可、届出等)を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ③ 林業経営体等は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ④ この指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。